

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

第1節 策定の沿革

史跡紫雲出山遺跡は、香川県三豊市詫間町の庄内半島の紫雲出山山頂（標高 352m）を中心に営まれた弥生時代中期から後期初頭の高地性集落である。

昭和 24（1949）年、山頂へ登るための遊歩道敷設工事中に弥生土器と石斧が出土したことから遺跡として知られることになり、昭和 30（1955）～32（1957）年に山頂の2つの高所の間で行われた発掘調査によって、全国的に著名な高地性集落として広く周知されることになった。この調査に前後して山頂では桜の植樹が行われ、現在は県内有数の桜の名所にもなった。また、昭和 50（1975）・51（1976）年には瀬戸内海国立公園として園地整備が行われた。

文化財保護としては、昭和 59（1984）年9月に香川県指定史跡に指定され、各種開発行為に対して確認調査や工事立会等が行われてきたが、応急的な処置に留まり、遺跡の保存や活用を図る取り組みは十分ではなかった。

三豊市は、この現状を改善するため、平成 24（2012）年度から遺跡の範囲確認調査を行い、平成 26（2014）年度には「三豊市内遺跡発掘調査整備委員会」（紫雲出山遺跡）を立ち上げ、国指定史跡をめざして平成 29（2017）年度まで発掘調査を行った。遺跡内からは、山頂からの視認が可能な地域である備後や伊予など他地域産の土器が出土するなど、弥生時代中期に瀬戸内海を舞台に行われた地域間交流を示す遺跡であることが明らかとなった。平成 30（2018）年度にはこれまでの発掘調査成果および学史的な価値をまとめた調査報告書を刊行するとともに、史跡指定に関する意見具申を行った。その後、令和元（2019）年 10 月 16 日に史跡として官報告示が行われた。

紫雲出山は、瀬戸内海国立公園として整備され、桜の名所として市民や観光客の憩いの場としても活用されている。しかし、発掘調査が行われた範囲は限られており、来訪者に史跡としての価値を伝え活用するための整備は必ずしも十分ではない。そこで今後の史跡の保存と活用の在り方を検討し、市の施策に活かすため、本計画を策定することとした。

第2節 策定の目的

本計画は、地理的・歴史的な背景の下に形成された史跡の本質的価値を、地域住民と共有し、紫雲出山を利用する多くの人々が史跡紫雲出山遺跡を適切に活用することで、人々が双方向的につながる仕組みを構築し、適切な保存・活用・整備を図ることにより、史跡紫雲出山遺跡が保護され、永く継承されることを目的とする。

第3節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡指定範囲を基本とするが、紫雲出山の裾や周辺の庄内半島及び栗島、志々島の島嶼部を計画周辺地として、史跡紫雲出山遺跡と関係が深い文化財や環境を

含めたものとする（第1図）。



第1図 本計画対象範囲図

第4節 本計画の行政計画上の位置づけ

ここでは三豊市の上位計画・関連計画の中における本計画の位置づけを明確にする。第2図は、これらの計画を体系化したものである。

市の最上位計画は三豊市第2次総合計画であり、これから派生する形で産業、教育、健康、暮らしの4つの分野に政策が分けられ、所管する各課がこれに基づいて個別計画を策定している。

本計画は、教育分野から派生した三豊市教育大綱と第3期生涯学習推進計画を上位計画とするもので、その趣旨である「文化財の保護・継承」を具現化するものである。

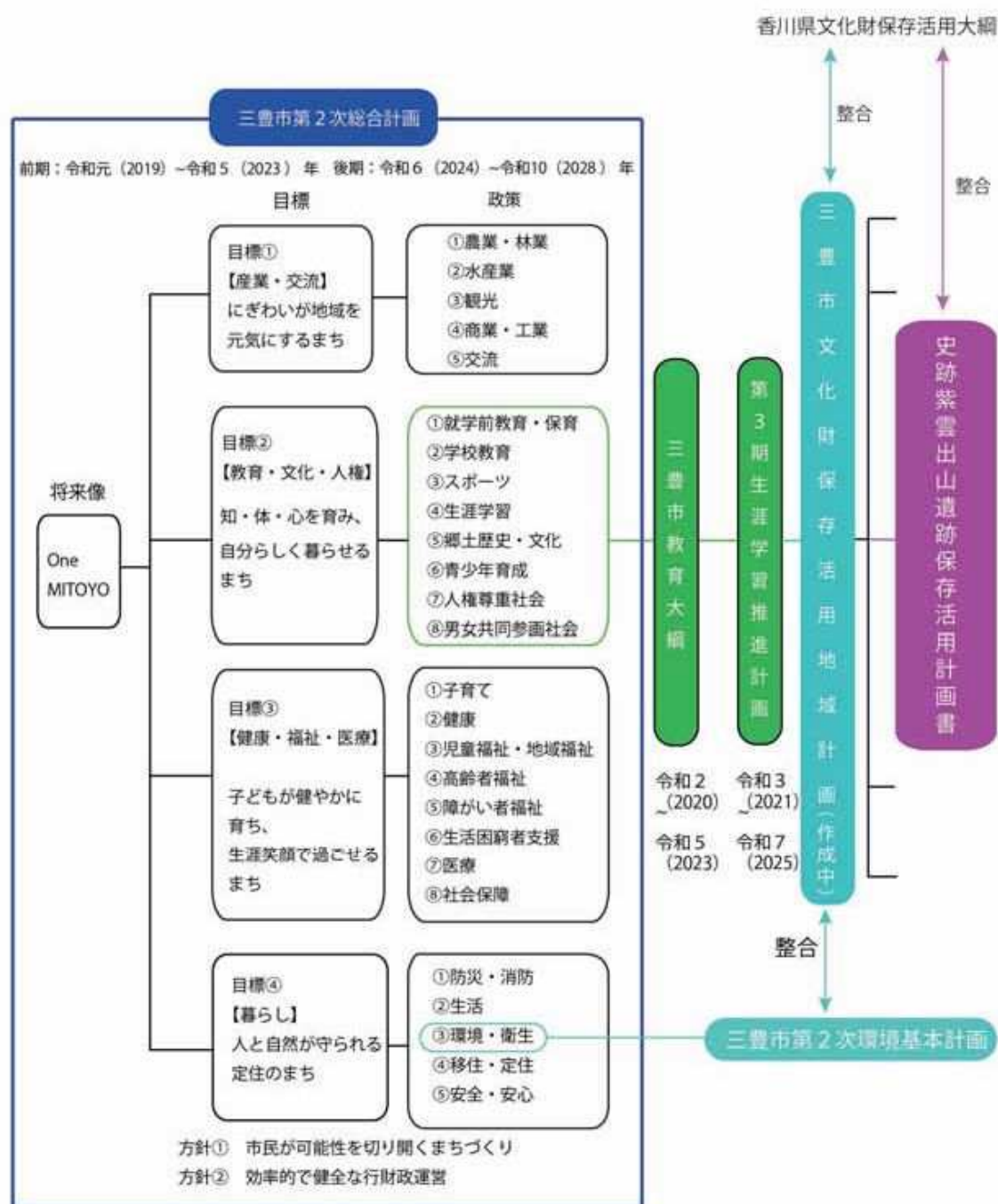
また、香川県が令和2（2020）年に策定した「香川県文化財保存活用大綱」と整合する関係にある。

1) 上位計画

三豊市第2次総合計画

この計画は、「One MITOYO～心つながる豊かさ実感都市～」をテーマとして、①市民が可能性を切り開くまちづくり、②効率的で健全な行財政運営という2つの方針を掲げている。

このテーマの下には4つの基本目標があり、その1つである「目標② 教育・文化・人権」の「政策⑤ 郷土歴史・文化」の中にある「施策3 文化財の保存と活用、歴史の継承」が今回策定する「保存活用計画」につながるものである。この計画の計画期間は令和元（2019）年度から令和10（2028）年度の10年間であり、前期と後期に分けている。



第2図 行政上の各種計画

三豊市教育大綱

この計画は、「夢にチャレンジ」を基本理念とし、5つの基本目標を定めている。計画期間は令和元（2019）年度から令和7（2025）年度までの5年間。基本目標の3点目に「夢や情熱を育てる文化芸術・スポーツの振興と地域の伝統・文化の継承・発展」が定められており、この中の重点項目に「文化財の保存・活用と次世代への継承に努めます」と定めている。今回策定する本計画は、この次世代への継承という理念を実現させるための計画となる。

第3期生涯学習推進計画

この計画は、「生涯にわたって学び、多様性を認め合い、学習成果を地域や社会に生かせる環境づくり」を基本理念とし、8つの施策が計画されている。その「施策5」が文化財の保護・継承となっており、文化財の適切な保存と活用を図るとともに、若年層の参加の促進をめざしている。また、市民とともに文化財を核とした地域おこしも計画されている。

本計画は、文化財の保護・継承を行い、史跡を中心とした地域おこしという理念を具現化する計画となる。

三豊市文化財保存活用地域計画（策定中）

この計画は、市内の文化財全体のマスタープランかつ、アクションプランとして策定を進めている。本計画は個別の史跡の計画であるのに対し、この計画は市内全体の計画という位置づけになる。

2) 関連計画

三豊市都市計画マスタープラン

この計画は、都市計画法第18条の2に規定されている住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、都市づくりの将来像を定め、土地利用の方針、都市施設の整備方針、都市生活・経済活動などを支える諸施設の整備方針などをきめ細かく定める計画である。

計画期間は、令和2（2020）年を計画年次とし、令和22（2040）

年を目標年次とする。市内は、「市街地ゾーン」、「田園集落調和ゾーン」、「工業流通ゾーン」、「自然環境保全ゾーン」の



4つにゾーニングされている。史跡紫雲出山遺跡が所在する荘内半島は、自然環境保全ゾーンにあたり、良好な自然環境の保全とレクリエーション機能の充実をはかる施策が計画されている。

三豊市の環境を育てる計画（三豊市第2次環境基本計画・三豊市第2次地球温暖化対策実行計画）

この計画は、「三豊市環境基本条例」第8条の規定に基づくもので、国の「第五次環境基本計画」、県の「香川県環境基本計画」、その他法令や条例、上位計画など整合を図るとともに、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含する。

計画期間は、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間。

「みんなで一緒に未来につなぐ 美しい自然と快適な暮らしを大切にするまち みとよ」をキャッチフレーズとしている。「2 市の歴史・文化の保全」として、以下の3点が挙げられている。

- ・埋蔵文化財の調査や出土品の保存とともに、指定文化財の保護や伝統文化・芸能の後継者育成により、本市の歴史資源を保全します。
- ・関係機関との連携、SNS や動画投稿サイトを用いた PR とともに、観光アドバイザー派遣を通じた地域資源の発掘や史跡ボランティアの育成などにより、市内観光の魅力向上やコンテンツの拡充を図ります。
- ・祭礼などの伝統的な祭りや行事など、本市の優れた無形文化財を保存・継承します。

本計画は、上記の理念を実現させるための計画となる。

紫雲出山桜保全計画

この計画は、紫雲出山の桜を今後100年先に残すことを目的に策定されている。策定は、三豊市産業政策課が行った。桜の樹木ごとにカルテを作り、樹木の位置は座標で管理している。本計画と同時期に策定され、同じ場を共有することから、策定段階から情報共有を行っている。新規の植栽は必要最小限で行い、基本的には1本1本の桜の生育状況を踏まえたうえで、現在の景観を維持しながら、現存の桜を再生することを目的としている。

香川県文化財保存活用大綱

この大綱は、香川県における文化財の保存と活用に関する基本的な方向性を明確化したもので、県内の文化財に対する各種の取り組みを進めていく上での基盤である。

紫雲出山遺跡は、「瀬戸内海の往来の始まり」として、弥生時代において海を介した交易等を通じた人の往来が活発化し、新たな文化が創出されていくことを示す高地性集落の代表例として提示されている。

本計画は、この大綱と整合する関係にある。

第5節 策定体制

1) 三豊市遺跡発掘調査整備委員会（史跡紫雲出山遺跡保存活用計画策定）の設置

平成 26（2014）年に三豊市遺跡発掘調査整備委員会設置条例（以下、「条例」という。）が制定され、これに基づき平成 26（2014）年 7 月 8 日に三豊市遺跡発掘調査整備委員会（紫雲出山遺跡）を設置した（以下、「委員会」という。）。

委員会は三豊市教育委員会からの諮問に応じ、史跡指定に向けた発掘調査に必要な事項を検討し、三豊市教育委員会に答申を行う。意見具申や調査報告書等について答申を行った委員会は平成 30（2018）年 12 月 21 日をもって解散され、紫雲出山遺跡は、平成 31（2019）年 1 月 29 日の意見具申を経て、令和元（2019）年 10 月 16 日に国指定史跡となった。

令和 2（2020）年 4 月 28 日、国指定史跡となった紫雲出山遺跡を保護し、永く継承されることを目的とした保存活用計画を策定する必要性が三豊市定例教育委員会において議論され、了承された。これを受けて、保存活用計画を策定するため、条例に従い三豊市遺跡発掘調査整備委員会（史跡紫雲出山遺跡保存活用計画策定）が設置された（以下、本委員会という）。本委員会の設置は、令和 2（2020）年 8 月 3 日であり、委員の構成は地域住民代表、専門家（考古学・樹木医）、観光から成る。

本委員会は、令和 2（2020）年 8 月から計 4 回開催し、事務局が提示した計画素案の検討を経て、本計画の策定に関する答申を行った。

第 1 表 三豊市遺跡発掘調査整備委員会（史跡紫雲出山遺跡保存活用計画策定）名簿

	氏 名	所 属	備 考
会長	みくら やすみつ 三倉 康光	三豊市詫間町民俗資料館・考古館 館長	地元代表
委員	こだま ともよし 小玉 友良	三豊市生涯学習推進計画策定委員会委員	地元代表
委員	もり のぶお 森 伸男	大浜地区社協会長	地元代表
委員	ね ぎ た よしお 禰 宜田 佳男	大阪府弥生文化博物館 館長	考古学
委員	くわばら ひさお 桑原 久男	天理大学 教授	考古学
委員	かわにし たまお 川西 玉夫	香川県樹木医会 会長	樹木医
委員	まなべ ともこ 真鍋 智子	三豊市観光交流局 局長（令和 2（2020）年度まで）	観光
	まなべ ひさよし 真鍋 久芳	三豊市観光交流局 局長（令和 3（2021）年度から）	

指導・助言

- ・文化庁文化財第二課
- ・香川県教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

オブザーバー

- ・香川県土木部道路課、香川県環境森林部みどり保全課
- ・三豊市産業政策課、
- ・株式会社 五星

2) 三豊市遺跡発掘調査整備委員会設置条例 平成26年3月28日 条例第4号

(設置)

第1条 本市の区域内にある遺跡(以下「遺跡」という。)の発掘、調査及び整備に関し、適切に事業を実施するため、三豊市遺跡発掘調査整備委員会(以下「発掘調査整備委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 発掘調査整備委員会は、三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、遺跡の発掘、調査及び整備に関する必要な事項について検討し、教育委員会に対して答申する。

(組織)

第3条 発掘調査整備委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、前条に規定する事項について、その結果を教育委員会に答申した日までとする。
- 4 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

(会長等)

第4条 発掘調査整備委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、発掘調査整備委員会の会務を総理し、発掘調査整備委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 発掘調査整備委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 発掘調査整備委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、発掘調査整備委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 会議については、会長が選任されるまでの間は、第5条第1項の規定にかかわらず、教

育委員会が招集する。

3) 会議の過程

第1回 三豊市遺跡発掘調査整備委員会

日時：令和2（2020）年8月3日（月）

場所：三豊市みとよ未来創造館2階
A・B会議室

内容：・委員委嘱状交付・策定の趣旨と方向性
・保存活用計画の目次案・現地視察



第4図 令和2（2020）年8月3日の様子

第2回 三豊市遺跡発掘調査整備委員会

日時：令和3（2021）年2月24日（水）

場所：紫雲出山

内容：・現地視察
・現状と課題について



第5図 令和3（2021）年2月24日の様子

第3回 三豊市遺跡発掘調査整備委員会

日時：令和3（2021）年9月2日（木）

場所：三豊市危機管理センター301・302 会議室

内容：・第5章から7章の内容確認について
・活用、整備について
（リモート含む）



第6図 令和3（2021）年9月2日の様子

第4回 三豊市遺跡発掘調査整備委員会

日時：令和4（2022）年2月9日（水）

場所：三豊市危機管理センター201 会議室

内容：・保存活用計画修正案の検討
（リモート含む）

第6節 計画期間

本計画は、計画認定の日から令和13（2031）年3月31日までとする。

計画の最終年度には、これまでに行った計画の進捗状況を分析するとともに、改善等を検討し、第2次計画を策定する。

上位計画である三豊市教育大綱の目標年次が令和9（2027）年、三豊市第2次総合計画と生涯学習推進計画第4期の目標年次が令和10（2028）年であるため、令和10年までに市の多くの計画が見直される。そのため、本計画も令和10年までに一旦総括を行うとともに、市の全体計画等と軌を一にする。そして、令和14（2032）年からの10年間を第2次計画と位置付け、事業を継続させていくこととする。

第2表 計画実施期間表

年度	本計画		上位計画			
	史跡紫雲山遺跡 保存活用計画		三豊市 第2次総合計画	三豊市 教育大綱	生涯学習推進計画	文化財 保存活用 地域計画
令和元（2019）年	認定 本計画 （一旦総括）	前期	第1期	第2期	策定	
令和2（2020）年				第3期		
令和3（2021）年				認定		
令和4（2022）年						
令和5（2023）年		後期	第2期	第4期	第1次 （予定）	
令和6（2024）年						
令和7（2025）年						
令和8（2026）年						
令和9（2027）年						
令和10（2028）年		第3次	第3期	第5期		
令和11（2029）年						
令和12（2030）年						
令和13（2031）年						
令和14（2032）年	第2次計画 （予定）	第3次	第4期	第6期	第2次 （予定）	
令和15（2033）年						
令和16（2034）年						
令和17（2035）年						
令和18（2036）年			第5期	第7期		
令和19（2037）年						
令和20（2038）年						
令和21（2039）年						
令和22（2040）年						
令和23（2041）年						

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 位置

1) 三豊市の概要（第8図）

三豊市は、香川県の西部に位置する。平成18（2006）年1月1日に高瀬町・山本町・三野町・豊中町・仁尾町・詫間町・財田町の旧三豊郡7町が合併して誕生した市である。

南部から南東部にかけては讃岐山脈などの山間地があり、北東部には大麻山・弥谷山が、西部には七宝山などの山塊があり、市域は豊かな山々に囲まれている。

一方、北西部には瀬戸内海に向かって突き出た荘内半島があり、その南側には砂浜の美しい海岸線が続くとともに、栗島・志々島・鳥島などの島嶼部もみられる。中央部には三豊平野が広がり、東部から西部に向かって流れる財田川、東部から北部に向かって流れる高瀬川などの河川によって、豊かな田園地帯が形成されている。

市の総面積は222.73 km²で、県内17市町のうち、高松市に次いで2番目の面積規模である。その内、山林が35.2%、農用地が21.6%を占め、自然的土地利用は60.3%である。

2) 史跡の位置

史跡紫雲出山遺跡は、香川県三豊市詫間町の荘内半島の最高所である紫雲出山（標高352m）に所在する。荘内半島は、瀬戸内海に突き出た形であるため、備讃瀬戸・燵灘・備後灘を望むことができ、その眺望範囲内には丸亀市広島の心経山遺跡など、他の高地性集落も確認されている。

また、荘内半島の最高所に位置する紫雲出山は、台形状という特徴的な形状をしており（第7図）、海上から見ても一際目立っており、広い範囲から視認することができる。

つまり、史跡紫雲出山遺跡は、眺望と遠望を兼ね備えた位置に立地する高地性集落と言える。



第7図 紫雲出山遠景（大浜地区から）



第8図 三豊市位置図

第2節 環境

1) 歴史的環境

(1) 旧石器時代

荘内半島には今のところ旧石器時代の遺跡は知られていないが、^{ほんむらなか}**本村中遺跡**からサヌカイト製の角錐状石器が1点出土したことから、周辺に当該期の遺跡が存在する可能性はある。

(2) 縄文時代

市内全域を対象としても、草創期の遺跡は確認されていない。

早期以降は、詫間町や仁尾町など市内北部の海浜部を中心に遺跡が確認されている。

早期には仁尾町の小蔦島に^{こつたしま}**小蔦島遺跡**（県指定史跡）が形成される。押型文土器・無文土器のほか、石鏃や石斧・石錘が出土している。石鏃の多くはサヌカイト製（金山産）であるが、黒曜石製（姫島産）のものも少量出土しており、地域間交流の一端が伺える。**本村中遺跡**からは縄文早期の黄島式に後続する高山寺式及びそれに後続する穂谷式の土器がまとまった形で出土している。

前期から中期にかけて、^{みなみくさぎ}**南草木遺跡**（県指定史跡）が仁尾町で形成される。早期の小蔦島遺跡とは異なり、島嶼部ではなく沿岸の台地に形成され、貝塚等が検出されている。

船越遺跡はこれまで後期の遺跡と言われてきたが、令和2年度調査によって中期の遺物が相当量出土したため、中期までさかのぼることが判明した。

後期になると船越遺跡に^{なまり}**生里遺跡**や^{はこ}**箱遺跡**が加わり、荘内半島の海浜部に集落域が拡散されていく。

晩期前半の遺跡は未確認であるが、後半になると、島嶼部である栗島に^{こちうはま}**東風浜遺跡**や**西浜遺跡**が形成される。

縄文時代の遺跡は、傾向として遺跡の分布は海浜部に多いが、高瀬町^{だいもん}**大門遺跡**や同町**矢ノ岡遺跡**からも縄文土器が出土しているため、山間部にも展開している可能性は高い。

(3) 弥生時代

前期の遺物は詫間町に所在する**須田・中尾瀬遺跡**から出土しているが、当該期の明確な遺構は確認されていない。そのため、縄文時代から弥生時代への連続性は、不明な状態である。

中期に入ると平野部での遺跡の分布が希薄になり、山麓に遺跡が分布する傾向がみられる。紫雲出山の南西に位置する横峯山と妙見山の谷あいには、弥生時代中期前半の**北谷遺跡**が確認されている。出土する土器に凹線文はみられず、櫛描文が施されていることなどから、紫雲出山遺跡の前段階にあたる遺跡と考えられている。遺跡は確認されていないが、箱浦からも櫛描文をもつ遺物が表採されているため（第9図）、荘内半島にも紫雲出山遺跡の前段階の遺跡が存在する可能性がある。

中期後半に入ると、紫雲出山山頂に**紫雲出山遺跡**（国指定史跡）が形成される。遺跡は荘内半島最高所に位置し、南東側が一部死角となるが、それ以外は非常に開けた眺望を有している。燧灘と備讃瀬戸の境界にもあたることから、瀬戸内海航路の要衝であることもわかる。広範囲を見渡すことができ、海域の境界にも位置することが、ここに集落を形成することになった要因と思われる。



第9図 箱浦採集の土器

荘内半島付け根の東側に広がる小平野に立地する本村中遺跡からは、後期後半の溝などが検出され、**須田・中尾瀬遺跡**からは前期前葉の少量の遺物とともに後期後半から終末期にかけての遺物が自然河川より出土している。須田・中尾瀬遺跡の隣接地に立地する**中尾瀬遺跡**からは、終末期の遺物を多く含む土坑が確認されている。また、仁尾町の**南草木遺跡**では、弥生時代後期末の堅穴建物跡が検出されている。

詫間町大浜**ヤモンベ遺跡**と**南草木遺跡**からは銅鏃が確認されている。

（４）古墳時代

市内全域でみても前期古墳はまだ確認されておらず、当該期の集落も確認例がない。中期になると確認例が増加傾向にあり、それは紫雲出山遺跡が所在する荘内半島周辺も例外ではない。紫雲出山遺跡から東へ直線距離にして約 1.2 km には詫間湾に突き出た丘陵があり、その先端に**吉吉古墳**が築造される。直径 9 m の円墳と近接する箱式石棺を埋葬主体部とする別墳から成り、箱式石棺の長さは 2.92m と長大である。

島嶼部である栗島では**馬城古墳**が築造される。これまで横穴式石室を埋葬施設とする後期古墳と考えられてきたが、令和元年度調査によって、「堅穴系横口式石室」を埋葬施設とする中期古墳であることが明らかとなった。同じく島嶼部である志々島では、墳丘の有無は不明であるが、棺底に玉石敷を備えた箱式石棺を埋葬主体部とする**十握古墳**が築造されている。

後期になると、荘内半島の付け根の仁尾町と詫間町の境に位置する加嶺峠の山裾に**加嶺大麻古墳**が築造される。横穴式石室を埋葬主体部とし、6 世紀末の須恵器・土師器とともに耳環が出土している。

（５）古代

古代の荘内半島一帯は、三野郡詫間郷に属す。『日本三代実録』巻十一に「貞観七（865）年 12 月 9 日、讃岐国三野郡託磨牧を停廢す」とあることから、郡内に官牧が所在していたことがわかる。栗島には馬城など、「馬」を冠した地名が知られるが、牧が実在していた具体的な資料は今のところ存在しない。

荘内半島の積に所在する**船積寺遺跡**は、大正 15（1926）年に経塚の発掘調査が行われ、石で覆われた盛土の一部から青銅鏡 14 面、刀剣類、青磁器、金銅装経箱片、経紙片が出

土している。ともに出土した亀山産須恵器から、時期は13世紀とされている。紫雲出山山頂には中世の積石塚が存在し、山頂に奥院が存在していたという伝承もあることから、本遺跡との関連性が指摘されている。

なお、平安時代末から鎌倉時代にかけては、この地域にも多くの荘園が成立し、荘内半島先端近くには摂関家領三崎荘が、荘内半島東側付け根に九条家詫間荘が成立している。

（6）中世

『兵庫北関入船納帳』とよばれる文安2(1445)年の船舶記録では、「詫間塩」6,190石が通関し、関銭1石当たり2.74文の通関料が支払われている。この塩は讃岐全体の3割を占めていたとされる。港の標記はないため積み出しの場所等は不明な点が多いが、詫間町の海浜部では塩の生産と積み出しが活発に行われていたことが推測できる。

須田・中尾瀬遺跡や**積新田遺跡**ではこの時期の掘立柱建物跡が検出されている。

15世紀は各所で大小の寺院が建立される。そのうち**覚城院**や**常德寺**は現在も営まれる寺院である。常德寺の**円通殿**は応永8(1401)年に建築されたことが棟札から判明しており、重要文化財に指定されている。

戦国時代になると、荘内半島では**詫間城**、**海崎城**が、粟島では**栗島城**が、仁尾町では**仁保城**、天神山城などが築城された。特に海崎城は、紫雲出山遺跡が所在する紫雲出山に近接しているため、その内容を明らかにすることは、中世における紫雲出山周辺の地勢的役割を考える上で重要な意味をもつ。

（7）近世

江戸時代の香川県は、高松藩・丸亀藩・多度津藩の3つに分けられ、三豊市域は丸亀藩の統治下に置かれた。海に面した荘内半島周辺では、荘内半島6浦（大浜・**積**・箱・生里・香田・家の浦）と粟島、志々島の8つの村で構成された「庄内組」が2艘の船を使って大網で魚を囲い込む「シバリ網漁」によって栄えていた。庄内組は廻船業も営んでおり、江戸時代中期に塩飽廻船の衰退と入れ替わるように大きく発展した。この海運技術は、後の明治時代にも引き継がれ、粟島海員学校建設につながっている。粟島の廻船問屋である伊勢屋が伊勢神社に奉納した船絵馬は、当時の廻船業の賑わいを今に伝えるとともに、県指定有形文化財に指定されている。

（8）近・現代

荘内半島には多くの神社があり、その数は40社に及ぶ。すべての神社の由緒を把握しているわけではないが、傾向として、住吉神社や金刀比羅神社など、航海の安全を祈るものが多い。可耕地が少なく、漁業など海との関係が密接な荘内半島の生活の一端を示している。

紫雲出山山頂は、箱、積、大浜の3つの自治会にまたがる場所にある。江戸時代から戦後まで、山頂はこれらの自治会の入会地となっており、頻繁な人々の往来は制限されていたこ

とが、地元には伝わっている。そのため、紫雲出山の裾には江戸時代以降、多くの石造物等が築かれ、人々の生活の痕跡が確認できるが、山頂にはその痕跡はほとんど確認できない。

市域の北部は瀬戸内海に面しているため、以前から水運が栄えていたが、明治以降、鉄道等が導入されると、運搬方法に変化が生じ、次第に水運業は衰退していく。**汐木港跡**^{しおぎこう}は当時の水運業の盛衰を今に残すものとして市指定史跡となっている。

一方、島嶼部である栗島では、日本初の海員学校である**栗島海員学校**（登録有形文化財）ができ、多くの船乗りを輩出していた。

詫間町の海浜部には塩田が築かれ、製塩業が賑わったが、昭和 40（1965）年に廃止された。

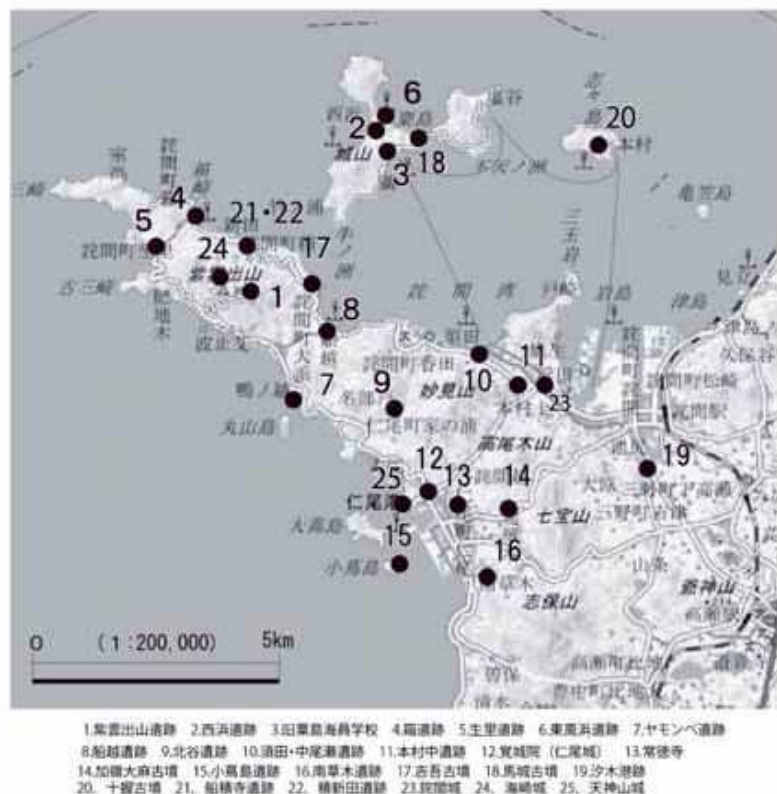
明治 23（1890）年から村合併が進み、昭和 45（1970）年までに市の前身となる詫間町・高瀬町・三野町・仁尾町・豊中町・山本町・財田町の 7 町が誕生する。

戦時中は詫間町において海軍航空隊が組織され、荘内半島や栗島等の離島には多くの防空壕や砲台が作られるなど、戦争の影響は多くの市民生活に影響を与え

ていた。この防空壕は荘内半島をはじめ、旧詫間町内に残されており、戦争の痕跡を今に伝えている。

戦後は各 7 町が観光や産業に力を入れ、それぞれ復興を果たした。本計画の対象となっている紫雲出山遺跡はまさにこの戦後復興を観光の力で成し遂げようとしていた時に発見されたものであり、発見当時から遺跡と観光は施策の両輪として機能していた。

平成 17（2005）年度には平成の大合併で「三豊市」となり、現在に至っている。この合併によってかつての三野郡が再び「三豊市」として一つのまとまりとなったことになる（一部、刈田郡を含む）。



第 10 図 遺跡分布図

(9) 計画周辺地に所在する文化財

本計画の計画周辺地には、指定された文化財が 18 件ある。内訳は、記念物が 4 件、有形文化財が 7 件、民俗文化財が 7 件である。

記念物のうち、1 件は本計画の紫雲出山遺跡、2 件は市指定史跡（吉吾古墳^{きちご}、馬城古墳^{うまき}）、1 件は県指定天然記念物（志々島の大クス）である。吉吾古墳の埋葬施設は、未確認のため不明であるが、周辺には箱式石棺が確認されている。馬城古墳の埋葬施設は、竪穴系横口式石室と小型竪穴式石室である。いずれも史跡紫雲出山遺跡と時期は異なるが、荘内半島及び粟島における古墳時代を考えるにあたって重要な遺跡である。特に馬城古墳の埋葬施設である竪穴系横口式石室は、九州や大陸からの伝播が想定され、古墳時代も瀬戸内海が人、モノ、文化の重要な航路であったことを物語る。

有形文化財のうち、2 件は市指定（栗島達磨窯、名部戸天満宮奉納算額^{なぶと}）、5 件は国の登録有形文化財（栗島海洋記念館）である。

民俗文化財は有形が 2 件、無形が 5 件ある。無形民俗文化財のうち、1 件は国指定（生里のももて^{なまり}）、2 件は県指定（大浜のももて、栗島のももて）、2 件は市指定（亥の子行事、船越八幡神社のオトグイ神事）である。

第 3 表 計画周辺地の指定文化財一覧表

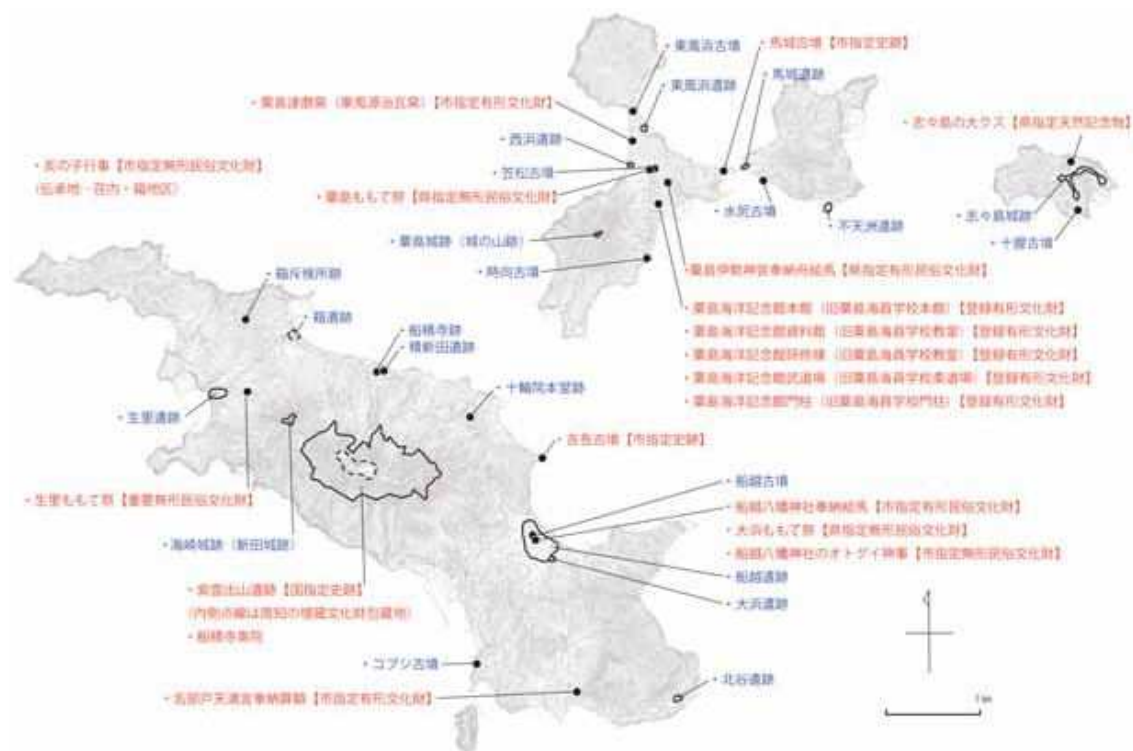
No.	名称	文化財の指定等	文化財の分類	指定年月日	所有者 管理者	時代
1	紫雲出山遺跡	国指定	史跡	R1.10.16	三豊市	弥生
2	吉吾古墳	市指定	史跡	S62.2.18	船越八幡神社	古代
3	馬城古墳	市指定	史跡	S45.10.24	馬城八幡宮	古代
4	志々島の大クス	県指定	天然記念物	S45.4.28	利益院	不明
5	栗島達磨窯（東風源治瓦窯）	市指定	建造物	H17.12.28	個人	近代
6	栗島海洋記念館本館(旧栗島海員学校本館)	登録有形文化財	建造物	H11.6.7	香川県	近代
7	栗島海洋記念館資料館(旧栗島海員学校教室)	登録有形文化財	建造物	H11.6.7	香川県	近代
8	栗島海洋記念館研修棟(旧栗島海員学校教室)	登録有形文化財	建造物	H11.6.7	香川県	近代
9	栗島海洋記念館武道場(旧栗島海員学校柔道場)	登録有形文化財	建造物	H11.6.7	香川県	近代
10	栗島海洋記念館門柱(旧栗島海員学校門柱)	登録有形文化財	建造物	H11.6.7	香川県	近代
11	名部戸天満宮奉納算額	市指定	美術工芸品	S61.7.3	名部戸天満宮	近世
12	栗島伊勢神宮奉納舟絵馬	県指定	有形民俗文化財	S52.7.26	個人	近世
13	船越八幡神社奉納絵馬	市指定	有形民俗文化財	H5.2.8	船越八幡神社	近世
14	生里ももて祭	国指定	無形民俗文化財	H26.3.10	生里ももて祭保存会	不明
15	栗島ももて祭	県指定	無形民俗文化財	S37.4.14	栗島ももて祭保存会	不明
16	大浜ももて祭	県指定	無形民俗文化財	S37.4.14	大浜ももて祭保存会	不明
17	亥の子行事	市指定	無形民俗文化財	S45.10.24	箱自治会	不明
18	船越八幡神社のオトグイ神事	市指定	無形民俗文化財	H2.2.23	香田自治会	不明

本計画の周辺地には周知の埋蔵文化財包蔵地が 23 件確認されている。海浜部に所在する船越遺跡、大浜遺跡、生里遺跡、箱遺跡は縄文時代の遺跡、山間部に位置する北谷遺跡は、紫雲出山遺跡より少し古い時期の遺跡である。紫雲出山遺跡と同時期の遺跡は、現在確認されていない。しかし、箱遺跡周辺から北谷遺跡とほぼ同時期の土器片が表採されていることから、今後確認される可能性はある。

なお、積には船積寺跡が所在し、その奥院は紫雲出山山頂にあると伝わる。ともに調査が不十分であるため、関連性は明確ではないが、中世において山裾と山頂が一連のものとして機能していたことを傍証する可能性がある重要な遺跡である。

第4表 計画周辺地の周知の埋蔵文化財包蔵地一覧表

No.	名称	文化財の分類	時代
1	船越遺跡	埋蔵文化財	古代
2	大浜遺跡	埋蔵文化財	古代
3	生里遺跡	埋蔵文化財	古代
4	箱遺跡	埋蔵文化財	古代
5	北谷遺跡	埋蔵文化財	古代
6	船越古墳	埋蔵文化財	古代
7	コブシ古墳	埋蔵文化財	古代
8	十輪院本堂跡	埋蔵文化財	古代
9	積新田遺跡	埋蔵文化財	中世
10	船積寺跡	埋蔵文化財	古代
11	海崎城跡(新田城跡)	埋蔵文化財	中世
12	箱戸候所跡	埋蔵文化財	近世
13	東風浜遺跡	埋蔵文化財	古代
14	西浜遺跡	埋蔵文化財	古代
15	馬城遺跡	埋蔵文化財	古代
16	不天洲遺跡	埋蔵文化財	古代
17	水尻古墳	埋蔵文化財	古代
18	東風浜古墳	埋蔵文化財	古代
19	笠松古墳	埋蔵文化財	古代
20	時向古墳	埋蔵文化財	古代
21	十握古墳	埋蔵文化財	古代
22	栗島城跡(城の山跡)	埋蔵文化財	中世
23	志々島城跡	埋蔵文化財	中世



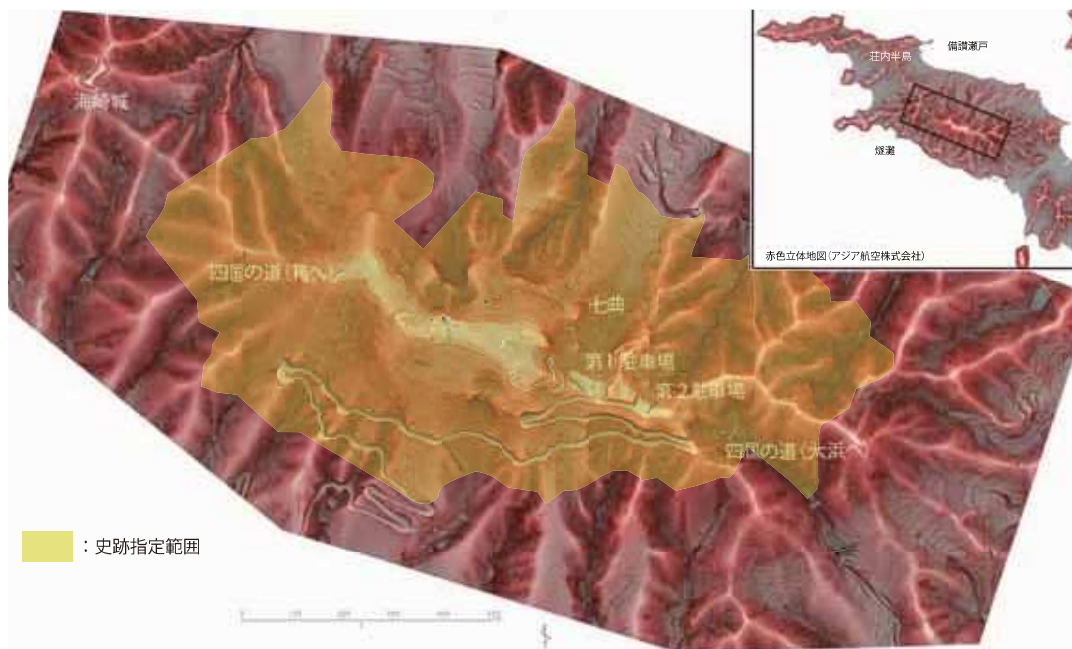
第11図 計画周辺地の文化財地図(名称の色調は第3・4表と対応)

2) 自然環境

(1) 地形 (第 12 図)

荘内半島は、瀬戸内海に向かって突き出ており、備讃瀬戸と燧灘の2つの海域のちょうど境に位置する。史跡が所在する紫雲出山は、この荘内半島の最高所に位置する。標高 352m のピークを中心に、東西約 500m、南北約 50m の範囲に平坦面が広がる。この山頂平坦面の周囲は、標高 200m 付近から急激に立ち上がる切り立った崖面に囲まれる。この急激に立ち上がる崖面から山頂平坦面までの範囲が史跡指定範囲となっている。

また、山頂平坦面から葉脈状に細い尾根が派生している。この尾根には狭い面積であるが、所々に平坦面がある。史跡指定範囲外であるが、山頂から西側に派生した尾根の平坦面には海崎城が築城されている。



第 12 図 紫雲出山周辺赤色立体図

(2) 地質 (第 13 図)

荘内半島の地質は、領家花崗岩類を基盤とし、その北側は花崗閃緑岩で形成されている。紫雲出山は、裾から中腹は黒雲母花崗岩及び花崗閃緑岩で形成され、山頂は讃岐岩質安山岩が隆起している。花崗岩は雨水で浸食されやすく、安山岩は浸食されにくい。この地質的特徴によって、山頂部分は残るが、裾付近は風化による崩落が進む。その結果、横から見ると、山頂が台形のいわゆるメサ状を呈する特徴的な山の形状を作り出している。



第 13 図 荘内半島周辺地質図

(3) 気候 (第 14 図)

三豊市は瀬戸内式気候に属し、平均気温は摂氏 16～17 度と温暖な気候に恵まれている。降水量は年間 1,200 mm 前後であるが、平成 23 (2011) 年、27 (2015) 年、28 (2016) 年、29 (2017) 年、30 (2018) 年は、この平均降水量を上回る雨量が記録されている。平成 27 (2015) 年 8 月の大雨では第 2 駐車場の法面が、平成 30 (2018) 年の 7 月豪雨では

史跡指定範囲内の法面が崩落するなど、平均降水量以上の雨量を記録する年は、自然災害の発生が増加する傾向にある。



第14図 過去10年間の平均気温と降水量（資料：気象庁HP 多度津観測所）

また、近年、台風による被害も確認されている。平成16（2004）年を最後に、過去10

間以上、台風は香川県をかすめることはあっても上陸はしていない。しかし、暴風の影響によって、山頂の木々がなぎ倒されている。特に平成30（2018）年には桜が根こそぎ倒された（第15図）。倒木は、人命や地下遺構に影響を与える危険性もあるため、樹木の管理対策が必要である。



第15図 強風によって倒れた桜（平成30（2018）年10月）

（4）動植物 植物

紫雲出山の標高は352mである。史跡が形成された弥生時代当時は、常緑広葉樹を主体として自然植生が広がっていたと思われる。現在は人為的に攪乱を受けた跡に自然に芽生え成長して形成された二次林となっている。多く見られる樹種としては、高木性のエノキ、ム

クノキ、アキニレ、クスノキ等、中木性のヤブツバキ、シロダモ、マサキ等があげられる。また山裾では潮風に耐えるウバメガシ、マツ類、ハゼノキが多くなっている。そのほか、山頂には、ソメイヨシノやアジサイなど観賞用植物が植えられている。

第 5 表は山頂部に植栽された観賞用植物をまとめたものである。春にはサクラ類、初夏にはアジサイの花が咲き多くの観光客を楽しませている。

第 5 表 紫雲出山の植栽された観賞用植物一覧表

名称	種別	花期と紅葉期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
サクラ類	落葉高木												
西洋シャクナゲ	常緑低木												
アジサイ	落葉低木												
サザンカ	常緑中木												
ツバキ	常緑中木												
ニホンズイセン	球根草花												
ウメ	常緑中木												
モミジ類	落葉高木									紅葉			
イチョウ	落葉高木									黄葉			
アメリカフウ	落葉高木									紅葉			

動物

環境省は、野生での存続が困難な種を「絶滅危惧Ⅰ類」、近い将来Ⅰ類に移行することが確実と考えられている種を「絶滅危惧Ⅱ類」と分類している。三豊市ではⅠ類が 55 種、Ⅱ類が 72 種確認されている。しかし、個別の地域にどの程度、野生動物が生息するかという調査は行われていないため、紫雲出山の野生動物の生息状況は不明な点が多い。

発掘調査中の所見では、爬虫類としてアオダイショウやマムシ、ニホントカゲ等、哺乳類としてイノシシ、ネズミ、イタチ等、鳥類としてヒヨドリ、ウグイス等が確認できる。イノシシは、全市的に増加し、農作物などに影響を与えている。紫雲出山でも多く確認され、地面を掘り返すなどの被害が確認されており、今後、史跡の保存を考える上で大きな課題として挙げられる。

そのほか、紫雲出山には多くの渡り鳥が訪れるようであり、秋ごろにはバードウォッチングを目的に訪れる方も多い。

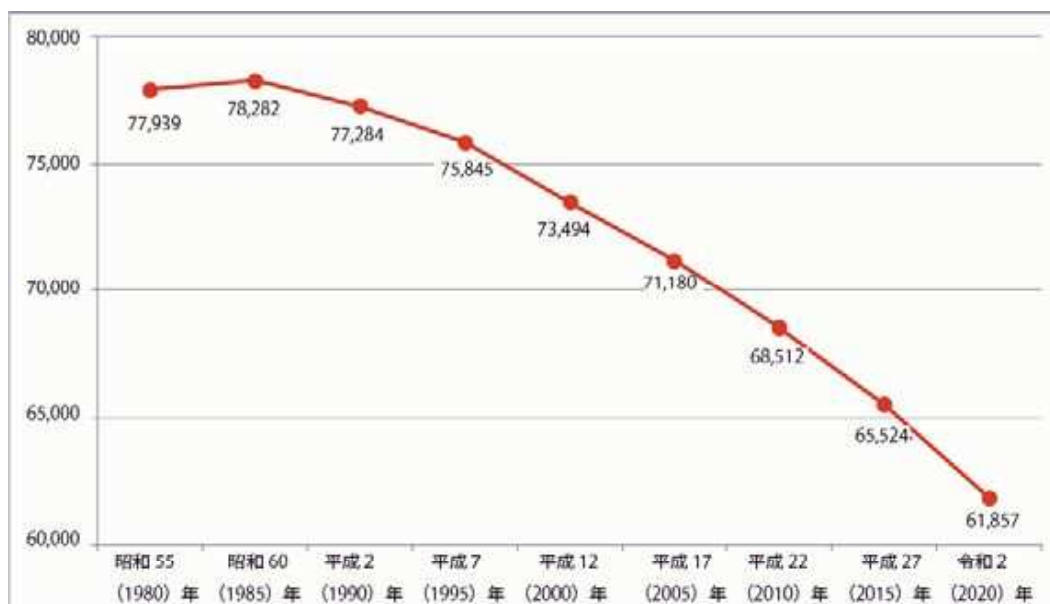


第 16 図 紫雲出山のイノシシ

3) 社会環境

(1) 人口

国勢調査による総人口の推移をみると、合併前の昭和 60（1985）年に 7 町の人口の総和は 78,282 人に達したが、その後は減少傾向がみられる。令和 2（2020）年の国勢調査では過去 5 年間の減少数が香川県内で最も多い 3,667 人を記録した。



第 17 図 三豊市の人口（単位：人）

紫雲出山遺跡がある荘内半島北部には、大浜・積・箱・生里の自治会があり、これらの人口の合計は、市全体の約 2 %にあたる。人口は平成 27（2015）年が 2,113 人、令和 2（2020）年が 1,811 人であり、5 年間で約 15% 減少している。市の人口は 5 年間で約 5.6% 減少していることから、減少傾向にある市の人口の中でも特に大きな減少傾向を示す地域といえる。

大浜小学校、箱浦小学校など、荘内半島にあった学校は、人口減に伴い詫間小学校に統合された。これは若年層の減少を示しており、荘内半島北部の人口は今後さらに減少することが見込まれる。

第 6 表 荘内半島北部の人口と世帯数の変化

平成27（2015）年		令和 2（2020）年	
地域名	人口	地域名	人口
大浜	1,332	大浜	1,164
積	197	積	186
箱	255	箱	209
生里	329	生里	252
合 計	2,113	合 計	1,811

（２）交通アクセス

紫雲出山の最寄り駅は、詫間駅である。高松駅から JR 予讃線の特急または快速を使用すれば約 40 分で到着する。鉄道を利用する場合は、詫間駅からはバスやタクシーを使用して向かうのが一般的である。

自家用車を使用する際は、高松方面からは高松自動車道の三豊鳥坂 IC、松山方面からは同さぬき豊中 IC で一般道に降り、約 45 分県道等を経て到着する。

第 7 表 三豊市内鉄道 1 日の平均乗降客数表

鉄道（第 7 表）

三豊市には JR 四国の予讃線の駅が、北から詫間駅、みの駅、高瀬駅、比地大駅、本山駅の 5 駅あり、加えて土讃線の讃岐財田駅がある。紫雲出山の最寄り駅である詫間駅が市内では最も乗降客数が多い（第 7 表）。紫雲出山にはかなり距離があるため、駅からは公共バスかタクシーに乗り換える必要がある。

駅名	1 日の平均乗降客数
詫間駅	1,782人
みの駅	468人
高瀬駅	1,252人
比地大駅	254人
本山駅	524人
讃岐財田駅	28人

「国土数値情報（駅別乗降客数データ）」

平成 30（2018）年度

公共バス（第 18 図）

国土交通省国土政策局を一部改変

三豊市では、コミュニティバスが運用され、市民の足として利用されている。路線は、三野線、仁尾線、山本線、荘内線、詫間三野線、詫間線、豊中仁尾線、財田観音寺線、財田高瀬線、高瀬仁尾線、高瀬線、高瀬観音寺線がある。紫雲出山へは詫間線と荘内線乗り継ぎ、紫雲出山登山口で降りる。ここから徒歩で登ると 1 時間程度で山頂に到着することができる。しかし便数が少ないため、バスによる往来はやや不便である。



第 18 図 三豊市公共バス路線図（詫間線・荘内線）

道路（第 19 図）

三豊市には、高速自動車道（高松道）が市内中央を南北に走り、三豊鳥坂 IC とさぬき豊中 IC が整備されている。国道は 11 号と 377 号が整備され、これに派生して県道と市道が巡らされている。また、第 19 図に示したように県道 21 号、232 号、234 号など荘内半島を周回する県道が整備されている。



第 19 図 三豊市道路図

（３）観光文化資源

瀬戸内海国立公園

昭和 9（1934）年 3 月 16 日、備讃瀬戸を中心とした地域が瀬戸内海国立公園に指定された。当時の指定範囲は庄内半島北東岸を西端としており、紫雲出山はまだ国立公園には含まれていない。紫雲出山が国立公園に指定されたのは、区域の拡張が行われた昭和 25（1950）年 5 月 18 日である。昭和 45（1970）年に旧詫間町と香川県は土地使用賃借契約を結び、以後現在まで公園は香川県が管理している。

平成 15（2003）年 3 月には瀬戸内海国立公園（香川県地域）管理計画書が策定された。これによると、第 1 駐車場からの眺望対象は栗島、志々島、高見島、佐柳島、^{きなぎ}二面島^{ふたおもて}であり、この通景の確保（展望地から優れた景観が見えるように手を加えること）が図られている。

第 2 駐車場からの眺望対象は栗島、志々島、高見島、佐柳島、岩島、^{きがき}亀笠島^{かめがさ}であり、通景の確保が図られている。山頂展望台からの眺望対象は笠岡諸島であり、栗島方面が眺望できるよう、通景の確保が図られている。

瀬戸内海国立公園としての整備は次のとおりである。まずは自衛隊の支援によって山頂への道路が開通する。これは現在の県道紫雲出山線であり、開通したのは昭和 47（1972）年である。県道にはガードレールや崖面擁壁、落石防護ネット等の安全対策が施されている。

昭和 47（1972）年に第 1 駐車場が作られ、トイレ等も整備された。そして、昭和 50（1975）、51（1976）年には瀬戸内海国立公園として山頂の整備が行われた。この時にベンチや案内看板、展望台などが設置された。ここまでの整備は、香川県によって行われている。

一方、旧詫間町は紫雲出山山頂を遺跡として活用するため、山頂に遺跡館を建設し、復元住居や復元掘立柱建物を設置した（第 20 図）。加えて来場者のために東屋や第 2 駐車場の建設等も行っている。これらの整備は、平成元（1989）年に行われた。

以上の整備を経たことによって、紫雲出山は地域を代表する観光地になるとともに、地元にとっても観光文化資源として欠かせない場所となっていく。後述するように、紫雲出山遺跡を発見し、私財を投じて遺物収蔵庫を建設する等、地元に貢献した前田雄三氏の顕彰碑が建てられたのも地元の熱意の 1 つの現れといえる。また、香川県の歌壇の第一線で活躍された香川進氏の歌碑も建てられる等、県内第一級の眺望地に相応しい記念碑が認められる。

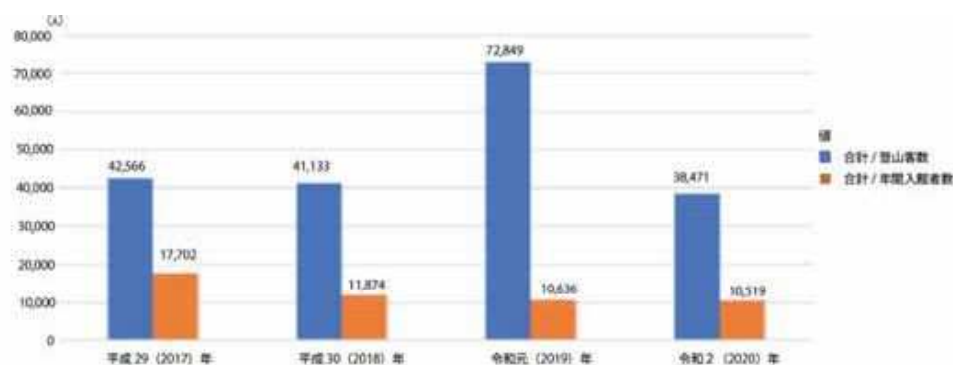


第 20 図 復元建物の全景

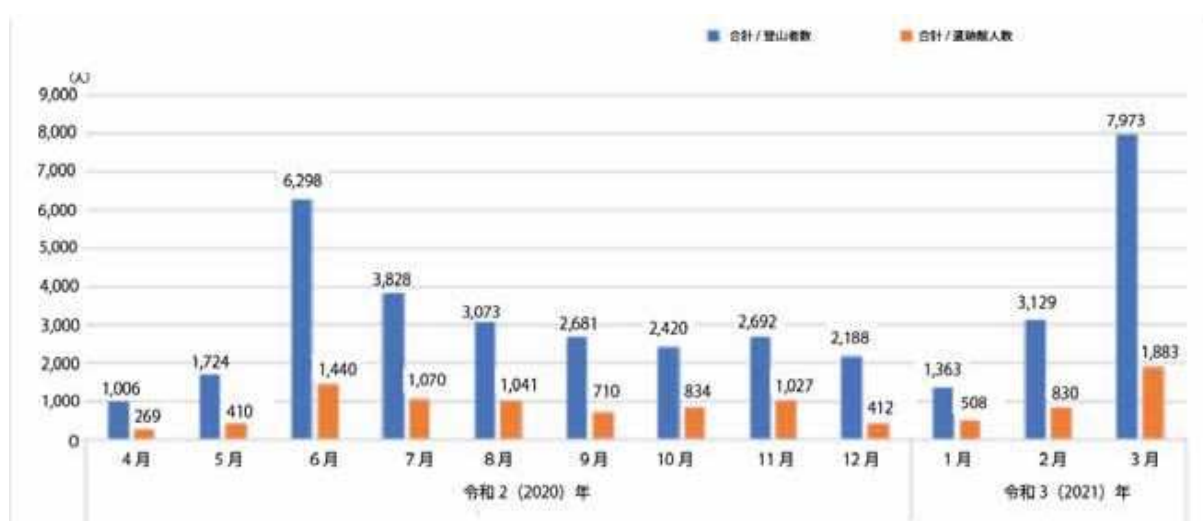
紫雲出山への登山客

平成 28 (2016) 年度から第 1 駐車場に来訪者のカウント装置が設置されたため、紫雲出山を訪れる人の数を把握することが可能となった。第 21 図は、平成 29 (2017) ～令和 2 (2020) 年に紫雲出山を訪れた人の推移を示したものである。紫雲出山は、ニューヨーク・タイムズの他、平成 26 (2014) 年の「死ぬまでに行きたい世界の絶景 日本版」(詩歩著書) や平成 28 (2016) 年の Yahoo! JAPAN の「日本が誇る桜の絶景 15 選」に選ばれるなど、その風景が国内外から高い評価を得ており、登山客は増加傾向にある。特にニューヨーク・タイムズに掲載された令和元 (2019) 年度は急増している。なお、新型コロナウイルスの影響で桜の時期に入山禁止にしたことから、翌年の令和 2 (2020) 年度は減少している。

月別の推移では、令和 2 (2020) 年度は、3 月が最も多く、6 月が次に多く、年間登山者数の多くは、これらの時期に集中している (第 22 図)。これは桜とアジサイの開花時期と一致していることから、桜やアジサイを求めて訪れる人が多いことが分かる。



第 21 図 紫雲出山登山者数の推移



第 22 図 令和 2 (2020) 年度 紫雲出山登山者数の月別推移

(4) 社会文化活動

桜まつり

「桜まつり」は、旧詫間町をあげての祭りであり、多くの人々で賑う。近年も毎年約 40,000 人の観光客が訪れ、「桜と眺望」という景観としての価値が確立している。この桜と眺望を写した 1 枚の写真がきっかけとなり、平成 31 (2019) 年にはニューヨーク・タイムズの世界で訪れるべき 52 箇所の 1 つに選ばれ、「世界の紫雲出」として市の観光事業の起爆剤となった。平成 30 (2018) 年以降は、増加する観光客に対応するため、桜のシーズンは 8 時～19 時半までシャトルバスが運用され、三豊市観光交流局と大浜自治会が協力して運営している (第 23 図)。

昭和 24～30 (1949～1955) 年にかけて桜の植樹が行われ、昭和 49 (1974) 年に第 1 回桜まつりが開催された。第 1 回が開催される 2 年前の昭和 47 (1972) 年 2 月、県道紫雲出山線の舗装工事が完了し、翌月の広報には、山頂へ花見客を誘致する記事がみられる。昭和 48 (1973) 年には青年会による清掃活動を伝え、花見前の準備が万全であることを伝える記事がある。旧詫間町は、昭和 60 (1985) 年までを見越した総合振興計画を昭和 47 (1972) 年に開始しており、それには観光協会と連携して観光事業を行うとある。

以上の経緯から、紫雲出山山頂の桜まつりは、戦後の観光開発の一つとして植えられた桜が昭和 45 (1970) 年代に見頃となり、町の観光施策とうまく合わさって開催されたものと考えられる。

古代のくらし (第 24 図)

「古代のくらし」は、平成 4 (1992) 年から毎年 11 月に詫間町民俗資料館・考古館が主催するイベントである。昭和 62 (1987) 年に詫間町地域振興イベント推進協議会の中で発案されたと言われている。この協議の中で「花と浦島伝説の里」と銘打つイベントが計画された。「古代のくらし」はこの計画から派生し、火起こし体験や弓矢飛ばし等が行われる等、世代を越えて集まるイベントである。



第 23 図 シャトルバスを待つ人々

第 8 表 古代のくらし 開催状況一覧表

	開催日		参加人数
第 1 回目	H4・11・3	文化の日	50名
第 2 回目	H5・11・14		57名
第 3 回目	H6・11・27		71名
第 4 回目	H7・11・19		?
第 5 回目	H8・11・8		42名
第 6 回目	H9・11・18		?
第 7 回目	H10・11・3	文化の日	?
第 8 回目	H11・11・23		中止
第 9 回目	H12・11・4		?
第 10 回目	H13・11・23	勤労感謝の日	45名
第 11 回目	H14・11・3	文化の日	36名
第 12 回目	H15・11・16		?
第 13 回目	H16・11・3	文化の日	42名
第 14 回目	H17		中止
第 15 回目	H18・11・9		36名
第 16 回目	H19・11・3	文化の日	55名
第 17 回目	H20・11・3	文化の日	57名
第 18 回目	H21・11・23	勤労感謝の日	46名
第 19 回目	H22・11・3	文化の日	43名
第 20 回目	H23・11・3	文化の日	中止
第 21 回目	H24・11・3	文化の日	26名
第 22 回目	H25・11・3	文化の日	46名
第 23 回目	H26・11・9		22名
第 24 回目	H27・11・3	文化の日	23名
第 25 回目	H28・11・3	文化の日	45名
第 26 回目	H29・11・3	文化の日	54名
第 27 回目	H30・11・11		62名
第 28 回目	R元・11・3	文化の日	63名



第24図 古代のくらし
(令和元 (2019) 年11月)

地元の活動

山頂の航行目標保安林に指定されている土地には竜王社があり、それに伴う石造物も認められる。雨乞いの神事に伴うものと思われるが、起源については不明な部分が多い。竜王社に伴う石造物の近くには石柱があり、昭和2（1927）年に仁尾町、詫間町積、詫間町箱の有志で建てたことが示されている。雨乞いがいつから行われていたかは不明であるが、少なくとも昭和初期までは行われていたことが石柱から分かる。現在は、毎年、積自治会によって草刈り等が行われ、地域のシンボルとなっている。

積自治会は平成27（2015）年に紫雲出山裾から山頂への登山道修繕も行っている。その後も定期的に管理を行うことで、徒歩による登山道の維持管理に努めている。

船積寺奥院の詳細は不明であるが、人為的な石積みと平坦地が確認できる。寛永通宝と文久永宝合わせて39点を採集した。寛永通宝は明治6（1873）年まで通貨価値があったため時期の特定は難しいが、江戸時代に山頂に参拝する風習があったことがわかる。

年代が不明なものが多いが、菩薩などの石造物は、紫雲出山の山腹を中心に江戸時代初期から幕末・明治にかけて連綿と築かれている。前記したように山頂から寛永通宝などの江戸時代の通貨が採集されているため、江戸時代から明治にかけて山裾から山頂にかけて、地元の方々が信仰に伴う活動を行っていたことが推測できる。

（５）関係法令と法規制

計画範囲内における関係法令やそれに基づく法規制の整理を行う。

自然公園法（第27図）

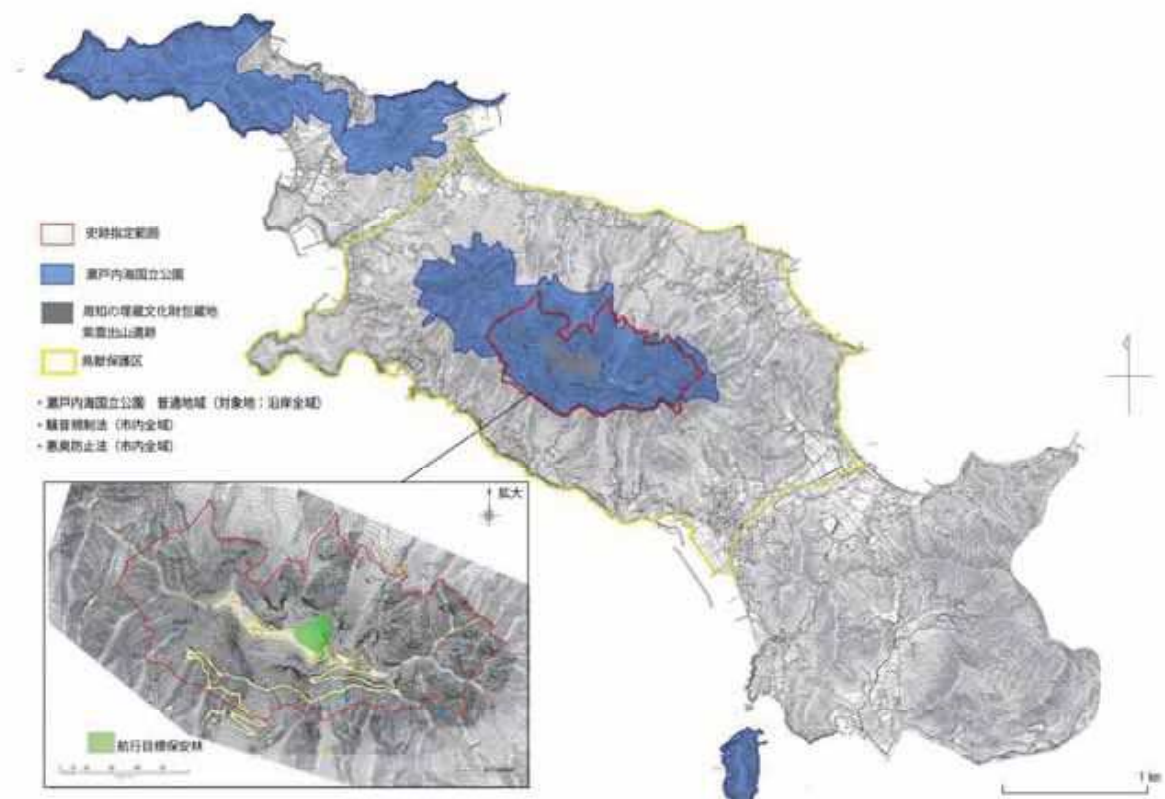
優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。紫雲出山周辺は、この法律に伴い瀬戸内海国立公園（第2種特別地域）に指定され、整備されている。国立公園特別地域に指定された場所では建物の新築、土地造成、樹木伐採など風景地に影響を与える行為を行う場合、環境大臣の許可が必要である。



第25図 竜王社に伴う石造物



第26図 船積寺奥院



第 27 図 関係法令と法規制図

森林法（第 27 図）

森林生産力増進等を目的とした森林行政の基本法である。史跡指定範囲のうち、2 筆が森林法に基づく航行目標保安林に指定されている。この区域内での立木の伐採や損傷、下草や落葉もしくは落ち枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為については、一定の制限がある。そのため、この区域内で以上の行為を行う場合は、香川県西部林業事務所に申請書を提出し、香川県知事の許可を得る必要がある。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第 27 図）

紫雲出山は鳥獣保護区に指定され、鳥獣の保護繁殖のため、鳥獣の捕獲が禁止されている。

騒音規制法（第 27 図）

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。地域指定は、都道府県知事によって行われ、三豊市は全域が第 3 種区域に指定されている。第 3 種区域は、住民の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域をさす。

悪臭防止法（第 27 図）

工場やその他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制することにより、悪臭防止対策を推進し、生活環境を保全、国民の健康の保護に資することを目的としている。

三豊市は、市域全域が規制区域に指定されている。

電波法（第 28・29 図）

電波法は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的としている。法改正によって平成 28（2016）年 5 月 31 日以降は 150MHz 帯アナログ通信方式が使用できなくなり、新しく割り当てられる 260MHz 帯デジタル通信方式へ移行したことにより、基地局建設場所の選定が行われた。

平成 21（2009）年度には三豊市総務課による防災無線基地局建設が、平成 24（2012）年度には三観広域による防災無線基地局建設が計画され、それぞれ三豊市が確認調査を行い、遺構・遺物が確認されず、眺望を阻害しない場所にそれぞれ建設された。

平成 30（2018）年度には、現在の展望台に発電施設等、防災に関する施設が建設された。



第 28 図 紫雲出山山頂にある防災無線基地局



第 29 図 展望台下に設置された発電機

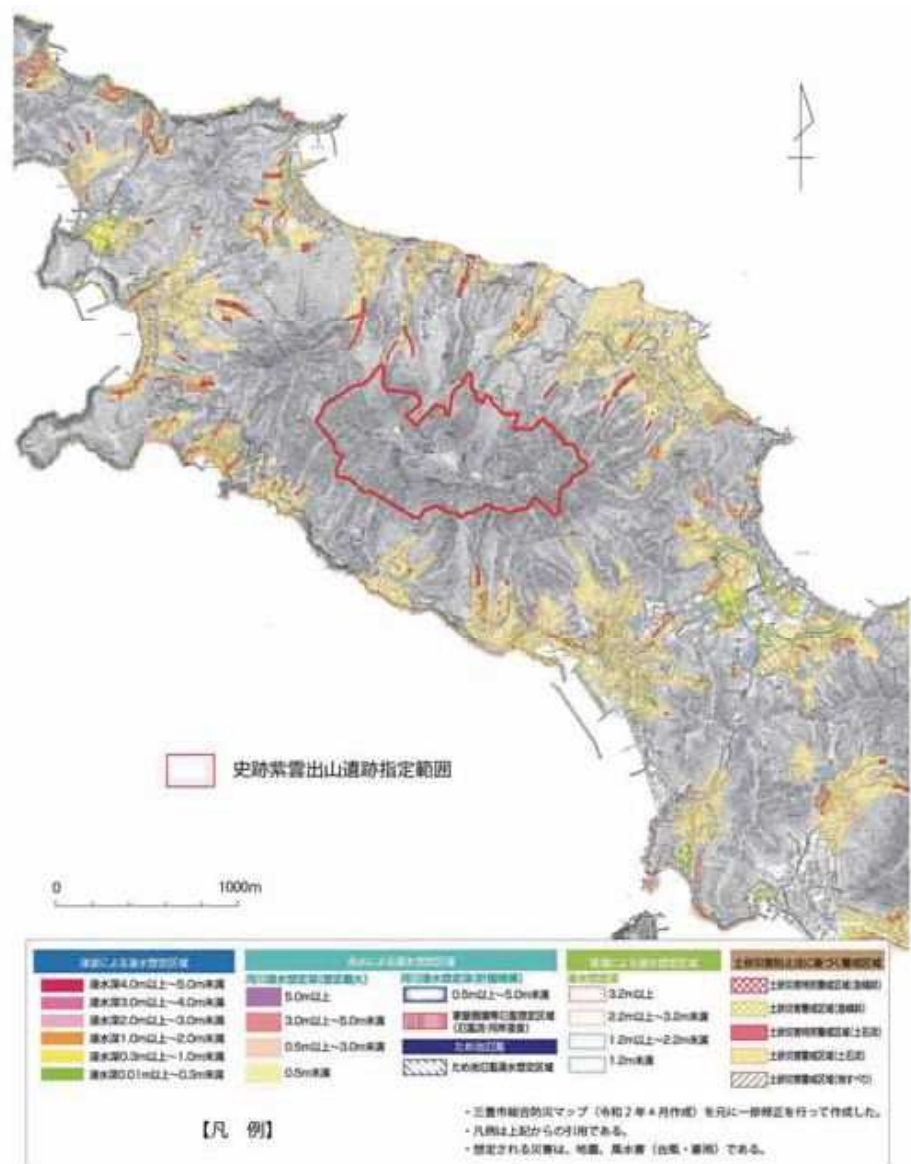
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

本法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。本計画対象地は、この法律に基づき警戒区域には

含まれていない。

しかし、紫雲出山の裾はほぼ全域が土砂災害警戒区域（土石流）となり、史跡指定範囲のすぐ北側は土砂災害特別警戒区域が広く認められるなど、今後山塊の維持が脅かされる危険性がある。

近年、史跡指定範囲内で小規模な崖崩れが発生しているため、ハザードマップは参考にするが、これに過度な依存はせず、日々の点検等を適切に行うことによって、大規模災害になる前に芽を摘むような減災対策が求められる。



第 30 図 史跡紫雲出山遺跡周辺のハザードマップ

（６）社会文化施設

三豊市には紫雲出山遺跡館（以下、遺跡館とする）、詫間町民俗資料館・考古館（以下、考古館とする）、宗吉かわらの里展示館の３館がある。史跡紫雲出山遺跡と関連がある施設は、遺跡館と考古館である。

遺跡館（第 31 図）

遺跡館は、紫雲出山山頂に所在する。平成元（1989）年に建設され、史跡指定範囲内にある。遺跡館建設に伴う発掘調査が昭和 63（1988）年に行われ、建物跡や多くの遺物が出土した。検出場所から少し離れた位置に復元建物が建設されている。遺跡館では水道管敷設中に出土した遺物や、模型を用いた解説がある。



第 31 図 遺跡館遠景



第 32 図 考古館遠景

考古館（第 32 図）

考古館は、詫間町詫間に所在する。紫雲出山からは直線距離で約 8 km 離れており、平成元（1989）年に建設された。建設当時の展示コンセプトは紫雲出山の解説を中心に詫間町内の文化財の解説をするものであった。平成 18（2006）年に市町村合併を経て三豊市になり、市内全域の歴史が分かる解説が必要となったため、令和元（2019）年に展示替えを行った。昭和 30（1955）年代に紫雲出山で行われた発掘で出土した遺物のうち、三豊市が所蔵しているものについては、すべて考古館で展示している。



第 33 図 遺跡館・考古館位置図

第3章 紫雲出山遺跡の概要

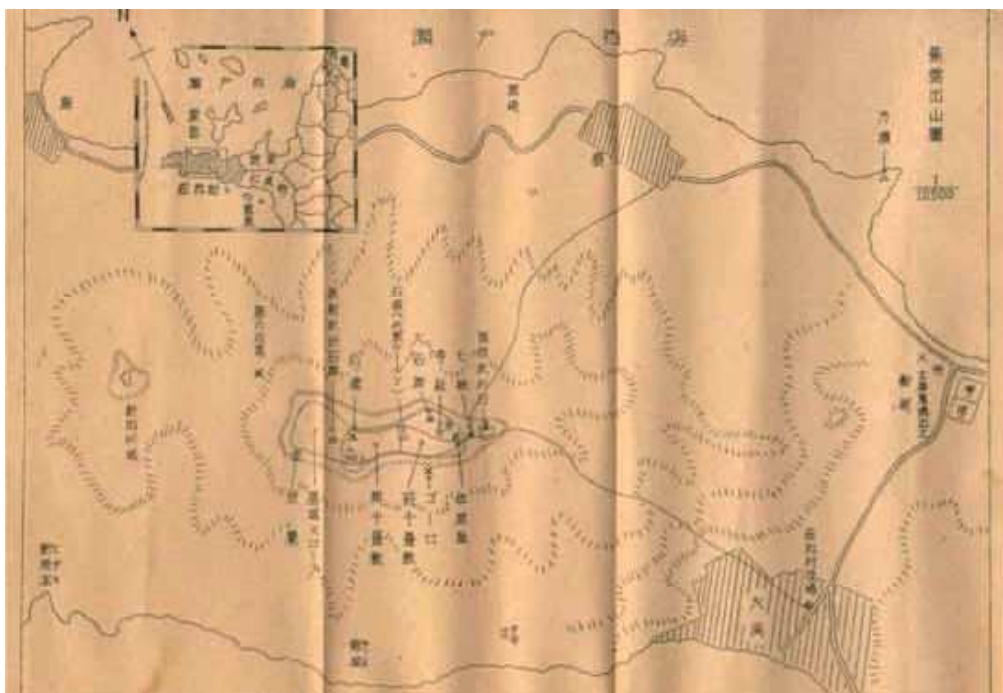
第1節 遺跡発見の経緯

昭和 20 (1945) 年、戦後の復興策として旧荘内村は、荘内半島の自然美を活かした観光計画を策定した。昭和 30 (1955) 年に市町村合併により旧荘内村は旧詫間町となるが、この計画は引き継がれることとなる。紫雲出山もこの計画に組み込まれており、昭和 24 (1949) 年に遊歩道の敷設工事が行われた。その際、弥生土器片と石斧が 1 点出土し、はじめて遺跡として認識されることになる。

地元に住む前田雄三氏は、遺跡の保護と観光の両立を図るため、多大な尽力を行った。氏は同郷の田村実造氏（京都大学文学部東洋史学教授）を頼り、京都大学文学部考古学研究室による調査指導を取り付けた。この時期、善通寺市の郷土史家であった矢原高幸氏は、紫雲出山山頂を丁寧に踏査し、山頂の様子や遺物の散布状況を詳細に記録している（第 34 図）。

以上の資料をもとに昭和 30～32 (1955～1957) 年にかけて、香川県教育委員会と旧詫間町教育委員会が調査主体、京都大学考古学研究室が調査指導を行う調査体制が確立され、発掘調査が行われた。

昭和 39 (1964) 年には調査報告書『紫雲出』が刊行され、高地性集落を語る上で欠かすことのできない遺跡として周知されることになった。



第 34 図 矢原氏踏査図面（出典：『讃岐國紫雲出山遺跡の踏査』）

第2節 指定に至る経過

紫雲出山遺跡は、昭和 59 (1984) 年 9 月 19 日に香川県指定史跡に指定された。指定範囲は、旧詫間町が保有していた山頂部の 1 筆のみであった。県指定史跡となる前後にあたる昭

和 56～63（1981～1988）年には四国自然歩道「四国のみち」が、昭和 63（1988）年には遺跡整備の一環として遺跡館建設や第 2 駐車場整備など、遺跡としての整備、公園としての整備が併存して行われた。

遺跡としての整備は、旧詫間町が策定した「遺跡整備計画」に基づいて行われ、公園としての整備は環境省及び香川県みどり保全課の主導のもと行われた。平成 20（2008）・24（2012）年には三豊市及び三観広域行政組合主導によって防災無線基地局設置工事が行われた。

以上の開発行為については、事前の確認調査及び工事立会を行うことによって、遺跡の保護を前提としながら適宜行われてきた。

しかし、これらの開発行為に対する許認可については、明確な方針があるわけではなく、その時々判断によるものであった。その根本的原因は、紫雲出山遺跡の本質的な価値や遺跡の範囲など、保存の前提となる基礎的データの不足によるものであった。

以上を踏まえ、三豊市教育委員会は範囲確認を主な目的とした発掘調査を平成 24（2012）年度から開始し、平成 26（2014）年度からは「三豊市内遺跡発掘調査整備委員会」を立ち上げ、遺跡の保護を万全なものとするため、史跡指定をめざすことにした。

平成 29（2017）年度まで行った発掘調査によって、山頂における遺構・遺物の広がりを把握できた。平成 30（2018）年度は、これまでの発掘調査成果をまとめた発掘調査報告書を刊行するとともに、意見具申を行い、令和元（2019）年 10 月 16 日に史跡指定を受けた。これに伴い、香川県指定史跡は、文化財保護法第 109 条第 1 項の規定に基づき、指定解除となった。

第 3 節 指定状況

【名 称】 紫雲出山遺跡（しゅうでやまいせき）

【所 在 地】 香川県三豊市詫間町積字耳石 1706 番外 35 筆等

【指 定 年 月 日】 令和元（2019）年 10 月 16 日

（官報号外第 139 号 文部科学省告知第 77 号）

【指 定 基 準】 史跡の一部、貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

【面 積】 756,858.10 m²

【指 定 説 明】

紫雲出山遺跡は、香川県西部の瀬戸内海に突き出た荘内半島の先端、標高 352m の紫雲出山山頂に立地する弥生時代中期から後期初頭までの高地性集落遺跡である。

荘内半島は、西側の燈灘及び備後灘と呼ばれる島が少ない海域と東側の備讃瀬戸と呼ばれる多数の島々が分布する海域との境界に位置する。紫雲出山は、周辺の島々の最高所であるため、双方の海域への眺望が可能であり、その山頂に立地する紫雲出山遺跡は極めて優れた眺望を有する。遺跡の周辺には、弥生時代中期中葉の北谷遺跡や後期前半の船越遺跡の 2 例を除いて同時代の遺跡は確認されておらず、独立性が高い遺跡である。また、紫雲出山は、花崗岩の上部が硬質な讃岐岩質安山岩と凝灰角礫岩に覆われる地質であるため、讃岐岩質

安山岩や凝灰角礫岩が分布する標高約 200m以上の山腹は急傾斜面、山頂部は平坦面となる讃岐平野特有の台形状の山容が形成されている。

本遺跡は、昭和 24 年に紫雲出山開発の一環として実施された登山道敷設工事で、弥生土器と石斧が採集されたことにより、発見された。翌 25 年には、郷土史家の矢原高幸が山頂部の踏査を行い、同 29 年に採取遺物や採取地点について報告した。この報告により、本遺跡の範囲や本遺跡の時期が弥生時代中期であることなどが明らかにされた。

昭和 30 年から同 32 年には、旧詫間町に依頼された京都大学考古学研究室の小林行雄らが発掘調査を実施した。その結果、貝層を含む遺物包含層とその分布範囲が確認され、多量の石鏃をはじめとする石器が出土した。同 39 年発行の調査報告書『紫雲出』では、土器製作技法の観察に基づく土器編年が提示され、多量に出土した大型の石鏃を石製武器として評価した。そして、石製武器の大型化と高地性集落の出現とを関連付け、高地性集落を「軍事的・防御的性格をおびた集落遺跡」と評価し、その出現の背景として近畿を中心とした政治的統合が形成される過程において集団間の対立と抗争が発生した可能性を指摘した。これらの指摘は、弥生時代中期の社会の評価に多大な影響を及ぼした。

その後、本遺跡は、昭和 59 年に香川県指定史跡に指定され、同 63 年に遺跡整備を目的とした発掘調査が、旧詫間町教育委員会により実施され、その成果に基づき復元竪穴建物や高床倉庫が設置された。

平成 24 年度から同 30 年度にかけて、遺跡の歴史的価値の再評価と範囲の確認を目的として、三豊市教育委員会が発掘調査を実施した。その結果、山頂部最高所付近で竪穴建物に伴うと思われる炉や柱穴群、南東尾根先端部で大型掘立柱建物の一部と考えられる大型柱穴などの遺構や弥生時代の遺物包含層を検出した。大型柱穴は、掘方が長軸 1.6m、短軸 1.4m、深さ 1.2mで、出土遺物から中期後葉のものであることが明らかとなった。本遺跡は、出土土器の時期及びその出土量から、中期中葉に形成され、中期後葉に最盛期を迎え、後期初頭に急速に衰退・廃絶すること、遺跡の範囲は地形的に周囲と隔絶された標高 330mから 350mの東西 500m、南北 50mの範囲に限られることが確認された。本遺跡の出土土器は、丸亀平野を中心とする香川県西部の特徴のものが大半を占めるが、愛媛県、岡山県南部、広島県東部からの搬入土器も含まれる。また、既往の調査では大型石鏃の出土量が強調され、本遺跡の軍事的性格を示す根拠のひとつとされたが、出土遺物の再検討の結果、石鏃に限らず石庖丁や石斧等、石器全体の出土量が集落規模に比して多い傾向が認められた。さらに、石器石材には金山産サヌカイトや吉野川流域緑色岩など他地域のものも含まれていることから、石器には本遺跡で使用するもののほかに、他集落との交易を目的とするものが相当量含まれている可能性が示された。こうした指摘に加え、西日本における重要な海上交通路である瀬戸内海を望む高所に立地するという特性から、本遺跡を瀬戸内海における広域交流において重要な役割を担った集落とする見方が示されるようになった。

このように、紫雲出山遺跡は、弥生時代中期の高地性集落の性格や同時代の社会の評価に多大な影響を与えた学史上著名な遺跡であるだけでなく、その立地や出土遺物は、弥生時代

中期の高地性集落の性格や瀬戸内海を介した広域交流の在り方を考える上で極めて重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

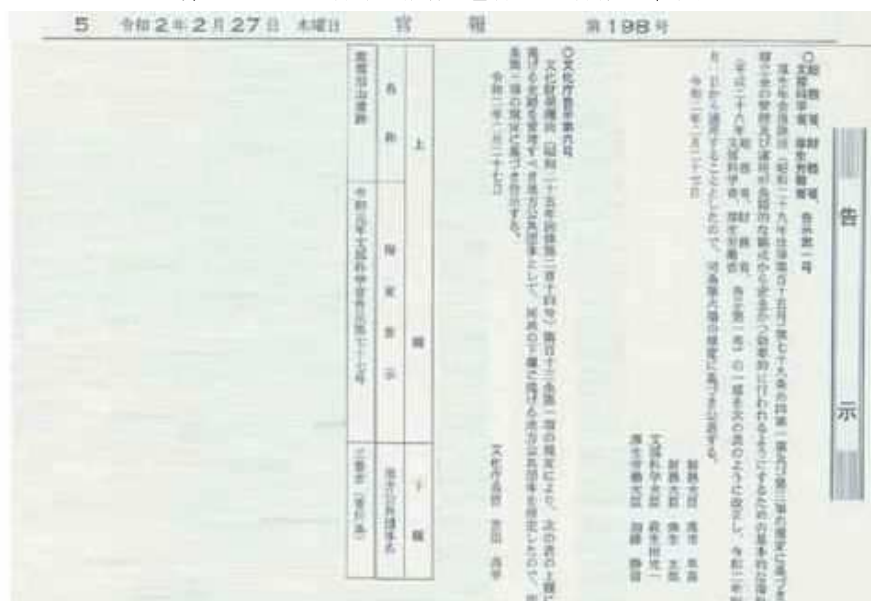
(指定説明は、『月刊文化財』672号令和元（2019）年9月から引用)

【管理団体】三豊市（所在地：三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1）

（官報告知（第 36 図）令和 2 年 2 月 27 日付け文化庁告示第 6 号）



第 35 図 史跡紫雲出山遺跡 史跡指定範囲図



第 36 図 官報告示（一部抜粋）

第4節 史跡指定地の土地所有状況

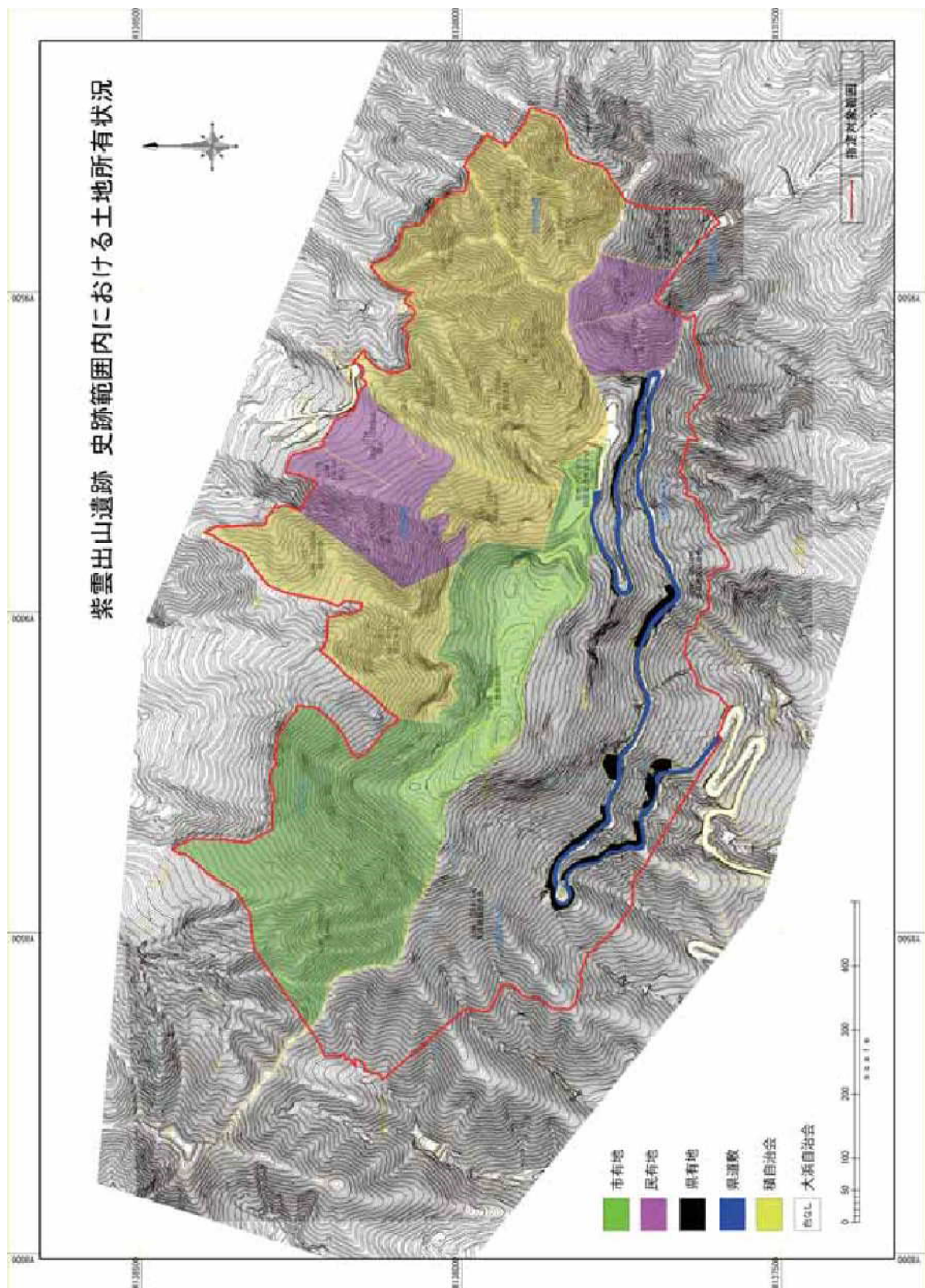
第9表は、史跡指定地の土地所有状況をまとめたものである。ここに記した面積は、すべて公簿上の面積である。面積の内訳は、全体の約21%は市有地、75%は民有地、県有地が2%、社有地が1%である。

第9表 史跡指定地土地所有状況一覧表

三豊市有地	159,922.30㎡
香川県有地	7,407.00㎡
民有地	573,324.21㎡
社有地	66.00㎡
その他	16,138.59㎡
計	756,858.10㎡

第10表 史跡指定にかかわる地番（官報告示文）

香川県三豊市詫間町積字耳石	一七〇六番、一七〇八番一、一七〇八番二、一七〇八番三、一七〇八番四、一七〇九番、一七一〇番一、一七一一番、一七一二番、一七一三番
同 積字掛谷	一七一四番、一七一五番、一七一六番一、一七一七番、一七一八番一、一七一九番
同 大浜字西ノ谷	乙四〇七番、乙四〇八番、乙四〇九番
同 大浜字梅ノ木	乙四五〇番一のうち、実測一八二四四・二一平方メートル、乙四五〇番四〇、乙四五〇番四一、乙四五〇番四四、乙四五〇番四五、乙四五〇番四六、乙四五〇番四七、乙四五〇番四八、乙四五〇番四九、乙四五〇番五〇、乙四五〇番五一、乙四五〇番五二、乙四五〇番五三、乙四五〇番五四
同 大浜字紫雲出山	乙四五一番一、乙四五一番二
同 箱字新田	一一三九番一のうち実測八三六九五・三九平方メートル 右の地域に介在する道路敷を含む。
備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を香川県文化財担当部局及び三豊市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	



第 37 図 紫雲出山遺跡指定範囲内における土地所有状況図

第 11 表 地番一覧と地籍・地目・所有者 一覧表

No.	所有者等	地 番	面積 (㎡)	地 目	備 考
1	積 自 治 会	香川県三豊市詫間町積字耳石1706番	11,353	山林	
		香川県三豊市詫間町積字耳石1708番1	18,969	山林	
		香川県三豊市詫間町積字耳石1709番	10,728	山林	
		香川県三豊市詫間町積字耳石1710番1	25,652	山林	
		香川県三豊市詫間町積字耳石1711番	28,030	山林	
		香川県三豊市詫間町積字耳石1712番	27,038	山林	
		香川県三豊市詫間町積字耳石1713番	25,413	山林	
		香川県三豊市詫間町積字掛谷1717番	18,365	山林	
		香川県三豊市詫間町積字掛谷1718番1	31,810	山林	
		香川県三豊市詫間町積字掛谷1719番	22,843	山林	
2	大浜地区自治会	香川県三豊市詫間町大浜字西ノ谷乙407番	12,629	山林	そのうち、四国自然歩道（四国のみち）歩道敷部分は香川県みどり保全課が管理
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番1	182,449.21	山林	231,917.00㎡のうち、実測182,449.21㎡ そのうち、四国自然歩道（四国のみち）歩道敷部分は香川県みどり保全課が管理
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番40	58,554	山林	
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番41	11,241	山林	
3	香 川 県	香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番44	591	公衆用道路	県道紫雲出山線道路管理者（県道紫雲出山線）
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番45	632	公衆用道路	県道紫雲出山線道路管理者（県道紫雲出山線）
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番46	847	公衆用道路	県道紫雲出山線道路管理者（県道紫雲出山線）
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番47	326	公衆用道路	県道紫雲出山線道路管理者（県道紫雲出山線）
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番48	198	公衆用道路	県道紫雲出山線道路管理者（県道紫雲出山線）
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番49	1,257	公衆用道路	県道紫雲出山線道路管理者（県道紫雲出山線）
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番50	18	公衆用道路	県道紫雲出山線道路管理者（県道紫雲出山線）
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番51	1,352	公衆用道路	県道紫雲出山線道路管理者（県道紫雲出山線）
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番52	856	公衆用道路	県道紫雲出山線道路管理者（県道紫雲出山線）
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番53	51	公衆用道路	県道紫雲出山線道路管理者（県道紫雲出山線）
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番54	1,279	公衆用道路	県道紫雲出山線道路管理者（県道紫雲出山線）
		香川県三豊市詫間町大浜字梅ノ木乙450番1と同乙450番40に挟まれ、同乙450番41と香川県三豊市詫間町大浜字紫雲出山乙451番1に挟まれるまでの県道紫雲出山線	15,492.70	県道敷	県道紫雲出山線道路管理者（県道紫雲出山線） 実測15,492.70㎡
4	三 豊 市	香川県三豊市詫間町積字耳石1708番2	14,790	保安林	
		香川県三豊市詫間町積字耳石1708番4	66	保安林	
		香川県三豊市詫間町大浜字紫雲出山乙451番1	75,283	山林	紫雲出山園地 そのうち、四国自然歩道（四国のみち）歩道部分は香川県みどり保全課が管理
		香川県三豊市詫間町箱字新田1139番1	83,695.39	山林	110,083.00㎡のうち、実測83,695.39㎡ そのうち、四国自然歩道（四国のみち）歩道敷部分は香川県みどり保全課が管理
		香川県三豊市詫間町積字耳石1713番と同1714番及び同1712番と同1717番に挟まれた道並びに同1713番と同1716番1、同1717番に挟まれた道	1,149.57	里道	道② 実測1,149.57㎡
		香川県三豊市詫間町積字耳石1709番と同1710番1及び同1708番1と同1711番に挟まれた道	374.23	里道	道③ 実測374.23㎡
5	四国電力株式会社 送配電カンパニー高松支社	香川県三豊市詫間町大浜字紫雲出山乙451番2	20	宅地	
6	稲荷神社代表役員	香川県三豊市詫間町積字耳石1708番3	66	境内地	
7	個人	香川県三豊市詫間町積字掛谷1715番	6,367	山林	
8	個人	香川県三豊市詫間町大浜字西ノ谷乙408番	11,480	山林	そのうち、四国自然歩道（四国のみち）歩道敷部分は香川県みどり保全課が管理
9	個人	香川県三豊市詫間町大浜字西ノ谷乙409番	14,700	山林	そのうち、四国自然歩道（四国のみち）歩道敷部分は香川県みどり保全課が管理
10	個人	香川県三豊市詫間町積字掛谷1714番	12,315	山林	
11	個人	香川県三豊市詫間町積字掛谷1716番1	28,578	山林	
合 計			756,858.10		

第5節 発掘調査成果（第38図）

山頂のほぼ全面に弥生時代の遺物包含層が広がる。面的に調査を行った箇所からは、建物跡や物見櫓の一部と思われる大型柱穴などを確認し、遺構も広範囲に展開することが確認できた。出土遺物からみて、これらの遺構は弥生時代中期中葉から後期前葉までの時期に構築されたものである。

これまでの調査で山頂からは積石塚など、弥生時代以外の遺構も確認されているが、本計画は弥生時代の高地性集落の保存活用計画であるため、新しい時期の遺構や遺物については、割愛する。

① 建物跡

炉跡を中心に17基の柱穴がある。竪穴建物の可能性が高いが、平面形は確定できていない。

② 竪穴状遺構

平面形はやや歪な円形であり、規模は3.0m×2.8m、深さは0.3～0.4mである。床面中央の炉跡を挟むように支柱穴を2基確認した。

③ 掘立柱建物

遺跡館建設に伴う調査で1間×1間の掘立柱建物が確認された。柱穴は、いずれも1辺約0.8mの方形で、深さはいずれも0.2～0.3m。

④ 廃棄土抗

規模は長軸1.9m、短軸1.2mである。深さは0.25mと浅いが、多くの弥生土器が出土した。埋土に炭化物や焼土片を多く含むが、底面に被熱痕がないため、二次的に廃棄された燃料等の残滓と判断した。出土した弥生土器は、被熱で表面が剥離したものが多い。

⑤ 性格不明遺構

緩斜面に構築された竪穴建物である可能性が高いが、平面形は確定できていない。また、支柱穴や炉跡などの遺構が確認できていないことから、性格不明遺構とした。

⑥ 大型柱穴（物見櫓の一部か）

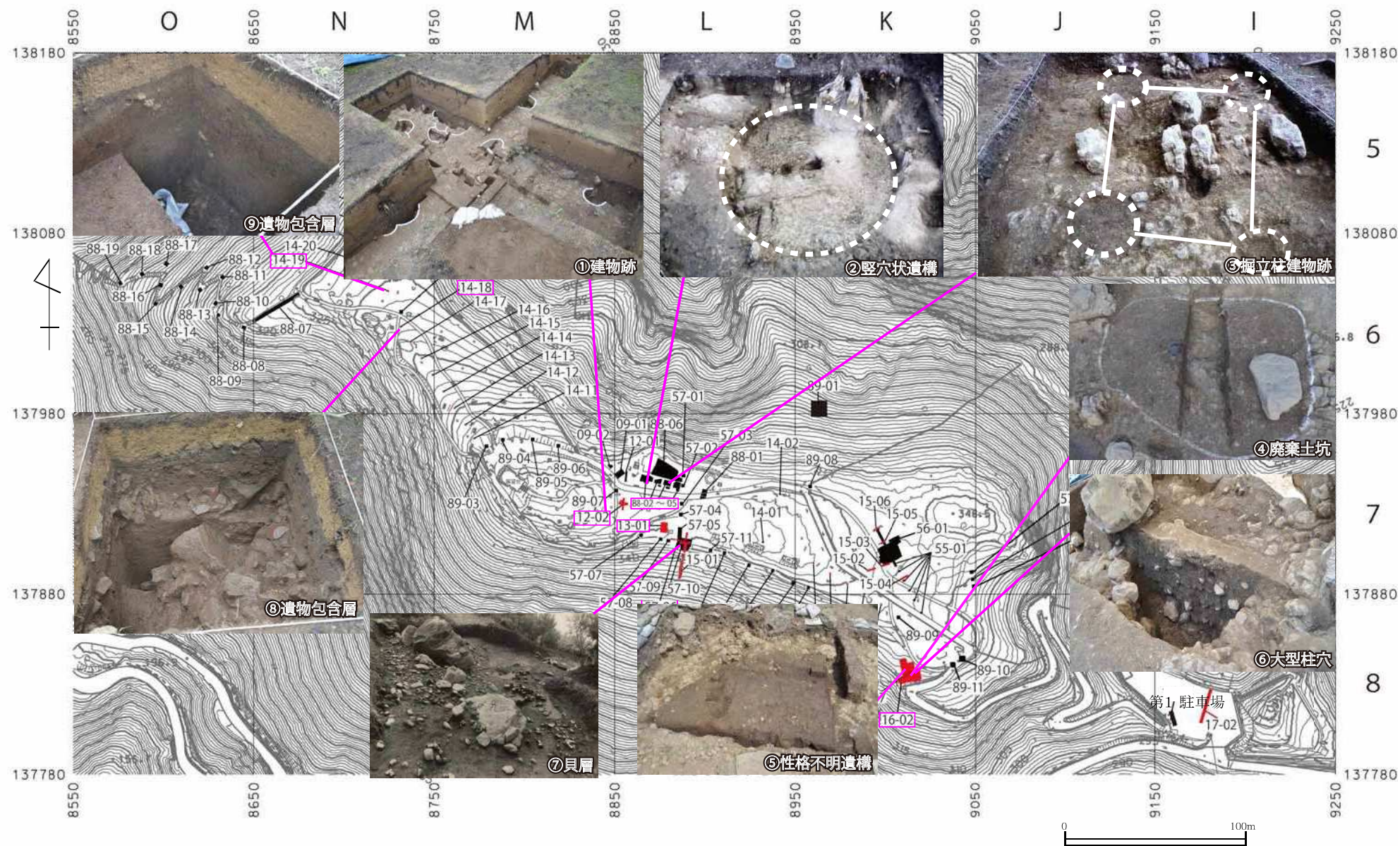
長径1.7m、短径1.5mの歪な円形で、深さは1.2mである。柱痕は確認できなかったが、抜き取り痕と柱材の裏込め土と思われる痕跡が確認できた。柱穴であったと仮定し、周辺に組み合う柱穴があったとすれば、山頂からの眺望に特化した「物見櫓」と推測できる。

⑦ 貝層

昭和32（1957）年の発掘調査で土と貝等が混じる土層から多くの自然遺物が出土した。

⑧・⑨ 遺物包含層

山頂のほぼ全域から遺物包含層を検出した。第38図-⑧で示した場所は約1.2mと深く落ち込んでおり、溝などの遺構である可能性が高いため、再検証の調査が必要である。



第 38 図 紫雲出山遺跡 遺物包含層及び各種遺構の主な分布

第6節 搬入土器からみた紫雲出山遺跡

発掘調査の結果、出土遺物のうち、約1%の割合で遠隔地からの搬入土器または模倣土器が含まれていることが判明した。搬入もしくは模倣土器の元となる地域は、伊予、吉備、備後など、山頂から視認できる地域であった。第12表は、これらの土器の集計である。

第12表 搬入・模倣土器集計

地域	吉備	備後	伊予	安芸?	地域不明
出土点数	15	16	21	1	13

これらの搬入土器は、中期中葉から後葉の資料が大半を占めるが、後期前葉の資料も含まれており、集落の存続期間に対応して搬入・模倣土器も認められた。各地域の土器の特徴は下記のとおりである。

伊予（第39図1～13）

「伊予型高杯」と呼ばれる口縁部外面に凹線文帯をもつ鉢形の杯部に、摘み出しが顕著な脚端部の形態と脚部下半に矢羽透かしをもつ高杯が主体を占める。広口壺（第39図-13）は、拡張が顕著な口縁部外面に複数条の凹線文をもち、頸部に大型の押捺突帯を施す。口縁部の形態や凹線文、及び頸部の押捺突帯からみて、伊予東部地域からの搬入品と考えられる。

備後（第39図14～21）

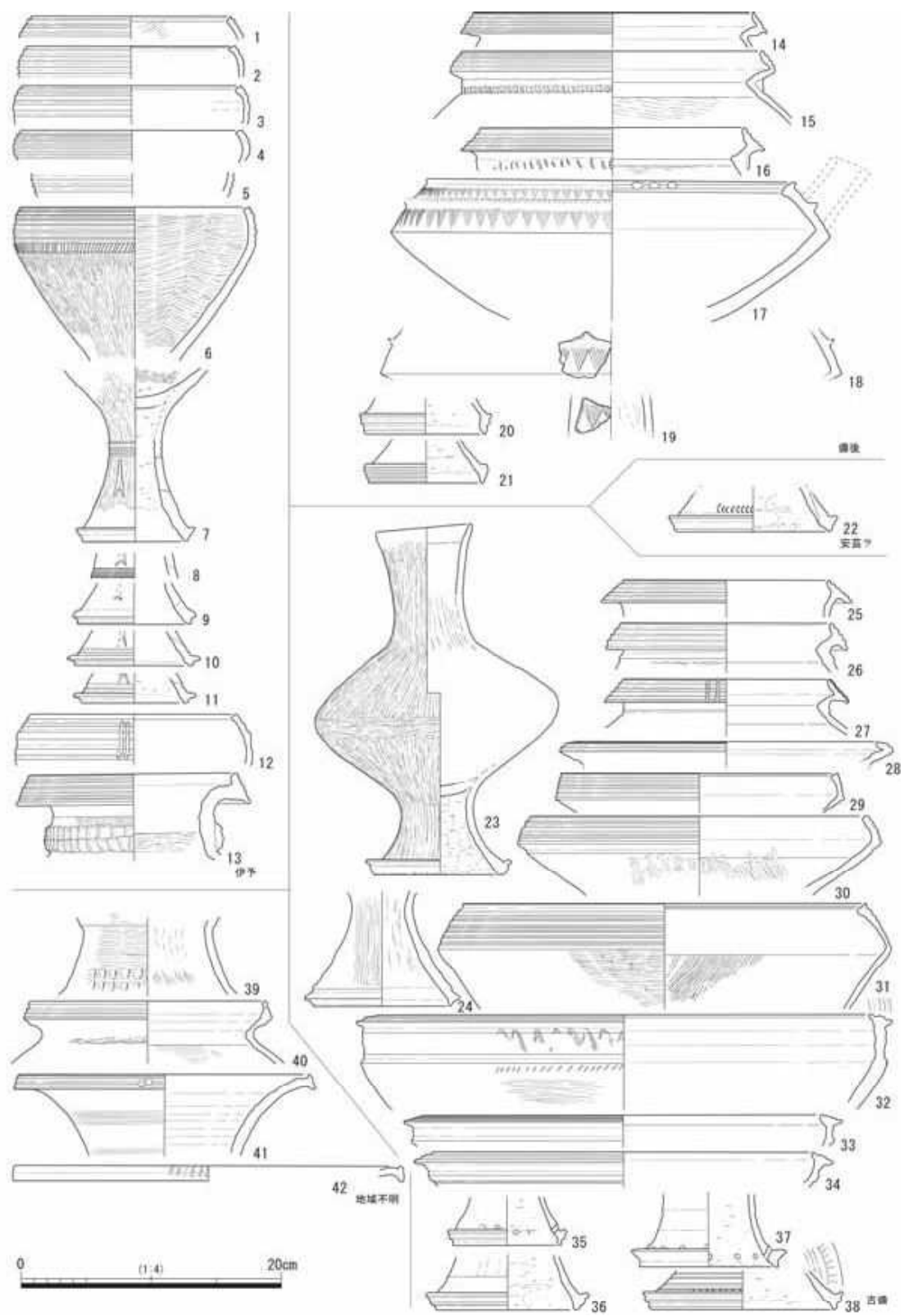
甕の口縁部上方拡張の形態や頸部突帯、鋸歯文をもつ注口付台付鉢や鋸歯文をもつ器種不明品、高杯の脚端部を下方に拡張する形態などを指標として抽出した。甕（第39図-14～16）は鉢である可能性も残るが、備後西部の芦田川下流域に類品がみられる。鋸歯文をもつ注口付台付鉢（第39図-15）や鋸歯文をもつ器種不明品（第39図-19）は雲母を多く含む同様の胎土をもっている。注口付台付鉢と高杯（第39図-20・21）は、備後北部の三次盆地周辺と考えられ、後期初頭の資料と思われる。

安芸（第39図-22）

高杯脚外面に羽状列点を施す資料がみられる。文様や脚端部の摘み出しが顕著ではなく外面に凹線文の発達認められないことから、安芸地域からの搬入品として指摘しておく。

吉備（第39図-23～38）

甕の口縁部形態や脚台付壺の脚端部の形態、高杯脚部文様や穿孔位置等から抽出した。ここでいう吉備は、児島を含む備前・備中南部地域を指す。脚台付細頸壺（第39図-23）や脚部片（第39図-24）は台付鉢の可能性はあるが、脚端部でも上端の摘み出しが顕著である。甕（第39図-25～27）は、上下に拡張される上向き口縁部をもつもので、吉備南部地域の特徴を有している。特に甕（第39図-27）の棒状浮文は吉備南部地域の特徴をもつ。高杯（第39図-29・30）は内傾して直線的に立ち上がる口縁部をもつ。鉢（第39図-31）も同様の口縁部をもち、これらは吉備南部地域でみられる。大型鉢（第39図-32）は内外に拡張する口縁端部をもち、直線的に立ち上がる口縁部外面に櫛描波状文を描く。中期末葉の資料とみられるが、口縁部形態や施文の特徴は、吉備南部でも備前地域の特徴をもっている。



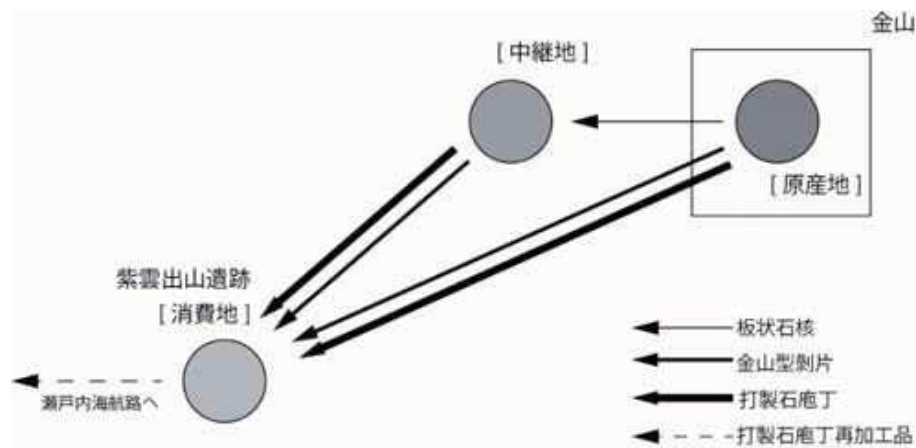
第 39 図 搬入土器・模倣土器

第7節 石器と鉄器からみた紫雲出山遺跡（第40・41図）

石器 昭和 39（1964）年に刊行された『紫雲出』では、紫雲出山遺跡は次のように評価された。「紫雲出山遺跡は、燧灘に突出する岬上の先端にそびえる標高 344mの山頂にあり、絶好の視野と眺望に恵まれている。この立地は、記録的な石鏃の出土量とともに、本遺跡に軍事的性格を想定させる」。

一方、平成 31（2019）年に刊行した『紫雲出山遺跡』を作成するにあたり再度出土した石器を整理したところ、石鏃の出土量は確かに多いが、石庖丁や石斧などの保有量も多いことが明らかとなった。石斧に使用された石材は、徳島県の吉野川流域で産出される蛇紋岩や塩基性片岩であり、その他の石器に使用された石材は、金山（香川県坂出市）産のサヌカイトであった。いずれも紫雲出山では産出されないため、外部から持ち込まれたことは間違いない。

丸亀平野の遺跡も紫雲出山遺跡と似た出土傾向にあることから、紫雲出山遺跡は、丸亀平野と外部地域との交流の窓口になっていた可能性がある。



第40図 サヌカイト製石器流通模式図（『紫雲出山遺跡』一部改変）

第13表 石器等の出土量一覧表

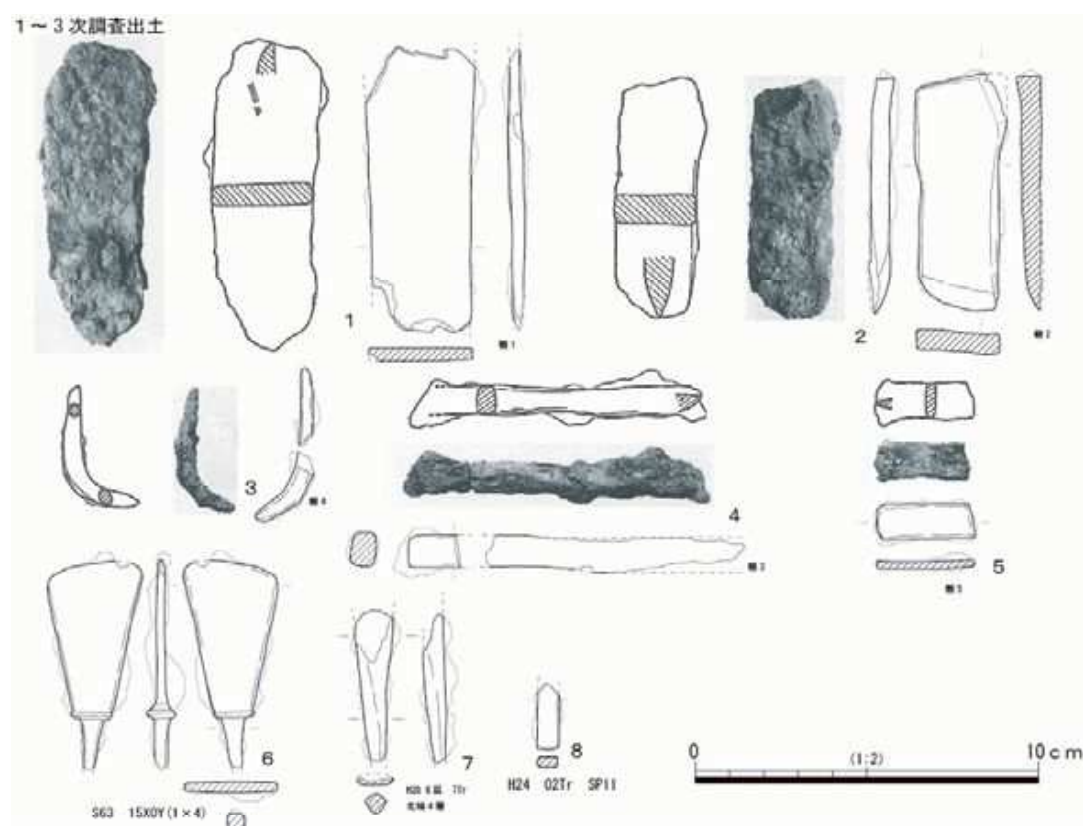
遺跡	所在地	立地	調査面積 (㎡)	石鏃(個)		打製 石剣	石庖丁(個)		石斧(個)				有溝 石錘 (個)	製塩 土器 (個)	分銅形 土製品 (個)	備考
				/100㎡			/100㎡		/100㎡	両刃	片刃					
紫雲出山	三豊市	山頂	638	178	27.90	9	17	2.66	23	3.61	10	13	15	0	3	現存資料 報告書掲載資料
貝殻山	岡山市 玉野市	山頂	229	41	17.90	1	11	4.80	0	0.00	0	0	0	6	0	報告書 掲載資料
常山	坂出市	山頂	178	26	14.61	0	2	1.12	1	0.56	0	1	1	0	0	未報告資料
平岡	観音寺市	丘陵	9,328	75	0.80	0	4	0.04	0	0.00	0	0	0	0	0	報告書 掲載資料
西浦谷	三木町	丘陵	12,672	43	0.34	0	5	0.04	6	0.05	0	6	0	0	0	報告書 掲載資料
池の奥	東かがわ市	緩斜面	8,700	501	5.76	5	42	0.48	162	1.86	13	149	11	0	0	報告書 掲載資料
矢ノ塚	善通寺市	緩斜面	11,800	224	1.90	2	83	0.70	32	0.27	9	23	4	0	4	報告書 掲載資料
奥白方中落	多度津町	緩斜面	1,226	15	1.22	0	7	0.57	4	0.33	1	3	1	0	1	報告書 掲載資料
多肥松林	高松市	微高地	17,600	92	0.52	8	55	0.31	9	0.05	8	1	1	0	0	報告書 掲載資料

鉄器 これまで行われた発掘調査によって、鉄器が出土している（第41図）。最も多く出土している地点は、昭和30・31（1955・1956）年に発掘調査が行われたA地点拡張区である。

A地点拡張区からは石列や土坑、焼土が確認されているが、これらの遺構の時期は明確にできていない。船積寺奥院推定地が近いこと、様々な時期の遺物が混じる遺物包含層からの出土であることから、確実に弥生時代の鉄器かどうかは断定できない。

遺存状態が悪いため、器種の断定も難しい。図化できたものは、鉄斧と思われるもの（第41図 - 1・2）、釣針と思われるもの（第41図 - 3）、刀子と思われるもの（第41図 - 4・5）、鉄鏃と思われるもの（第41図 - 6）、不明鉄器（第41図 - 7・8）である。第41図 - 6は古墳時代前期のものである可能性があるが、史跡内からは土師器など当該期の他の遺物が確認できていないため、どのような経緯でこの鉄器が山頂に運ばれたかは定かでない。紫雲出山遺跡は、弥生時代後期初頭以後、中世に船積寺奥院ができるまでは空白期間が認められる。しかし、この鉄鏃はこの空白期間の一部を埋める可能性がある。

このように鉄器はすべてが弥生時代のものとは言えないが、当時は希少品であったと思われる鉄器が史跡内から出土していることから、瀬戸内海を介した交易の一端を示していると思われる。



第41図 紫雲出山遺跡出土鉄器

第8節 自然遺物からみた紫雲出山遺跡

紫雲出山遺跡からは、多くの自然遺物も出土している。これらは当時の人々の食糧獲得方法の一端を示している。出土している自然遺物からみると、大半が紫雲出山周辺で採集可能なものであり、その傾向は貝殻山遺跡など周辺の高地性集落と比べても特異な状況は示していない。

貝 昭和32(1957)年調査では58種出土し、大型の二枚貝やサザエが目立つと報告された。平成26(2014)年度調査ではハマグリ等、16種を確認している。これらの貝は、下記のよう

- ① 潜水漁により獲られるもの（サザエなど）
- ② 岩礁に付き、干満差を利用して獲られるもの（イシダタミなど）
- ③ 河川付近など砂泥底で獲られるもの（アサリなど）

点数としては、③に分類されるアサリが372点と最も多いが、サザエやレイシなど①に分類される貝が種類としては比較的多い。なお、①のサザエは無棘型の内海種のみで、有棘の外洋種は確認できていない。比較的身近に取れる貝が多く、これは当時の漁労活動範囲を物語っている。

骨 骨の大部分は魚骨であり、マダイ、クロダイ、イシダイが主である。これらの魚は大型に相当する。山頂から出土した釣針も大型であるため、対応関係が伺える。これらの魚は近海で獲れるものが多く、当時の漁労活動を物語っている。

少量ではあるが、シカとイノシシの骨も出土している。海産物だけではなく、山中の動物も捕獲していた様子が復元できる。



骨角器 過去の調査では大型の鹿角製結合式釣針が出土している。過去の調査資料を再整理した際、釣り針の可能性のある骨角器を1点確認した（第42図）。残長約3.0 cmで骨を加工したもの。先端部と基部が欠損しており、鉤の有無はわからない。法量は過去に出土した鹿角製結合式釣針とほぼ同じため、大型の釣り具である。マダイなどの大型魚類を釣るためのものと推測できる。

植物遺体 過去の調査で桃核が3点出土している。すべてバラ科のコダイヒメモモと同定されている。野生種の可能性と朝鮮半島や中国からの渡来品の可能性が示されているが、どちらであるかは分かっていない。同定が行われた昭和30(1955)年代当時、小型のコダイヒメモモは新沢遺跡（奈良県）や板蓋宮伝承地南遺跡（奈良県）、船橋遺跡（大阪府）からも出土していたが、大型のコダイモモと比較すると少量しか出土しないものとされていた。

現在では弥生時代中期から後期の集落跡において、多数の桃核が出土する事例が多い。この桃核の出土は、栽培樹木の管理が行われたことを反映するものである。当時の紫雲出山は

常緑広葉樹による自然植生に覆われていたと予想される中、山頂付近には花が咲き、実が成る栽培樹木や堅果類を収穫できるブナ科の二次林が卓越していたことを示唆する重要な遺物である。

ムギ 昭和 29（1954）年 3 月、前田雄三氏が遺物包含層の中から炭化した穀類を確認している。同定の結果、イネ科のヒエであり、当時の栽培植物の状況を考えるうえで重要な資料である。

第 9 節 景観からみた紫雲出山遺跡

遺跡における景観は、①自然景観と②植生・植栽に分けることができる。自然景観は、遺跡が立地する山容、遺跡からの眺望、遠方から遺跡を望む遠望をさす。

一方、植生・植栽は、桜やアジサイなどの植樹等の行為と自然との相互作用によって生み出された景観をさす。例えば遺跡における二次林が卓越した植生や栽培樹木の植樹等が該当する。紫雲出山は、この 2 つの景観が絶妙に融合した場といえる。

①自然景観

遺跡が立地する山容

紫雲出山遺跡が所在する荘内半島は主に領家花崗岩から成る。花崗岩は風化や浸食が進み、山腹には多くの開析谷が形成されている。紫雲出山は、花崗岩の上部に凝灰角礫岩と讃岐岩質安山岩が乗ることで浸食から取り残された。そのため、山頂は平坦な台形状の山容を呈している。

遺跡からの眺望

紫雲出山は、荘内半島で最も標高の高い山である。そのため、山頂からは、東は備讃瀬戸、西は燧灘の広い範囲を見渡すことができる。

GIS（地理情報システム）空間分析を行っている宇佐美智之氏の研究では、紫雲出山遺跡の眺望として開けている視界は約 70%と全国屈指の視認性を持つことが指摘されている（宇佐美 2021）。氏の研究では、視界領域が良好とされる貝殻山遺跡など、他の高地性集落の視界領域は約 30%であることから、紫雲出山は極めて良好な眺望に恵まれていることが分かる（第 43 図）。

参考文献

宇佐美智之 2021「眺望分析の手法と高位集落の視界情報」『季刊考古学』第 157 号



第 43 図 紫雲出山遺跡からの可視領域



第 44 図 眺望写真

周辺から遺跡への遠望

紫雲出山は、荘内半島で最も標高が高く、山頂は台形状という特徴的な形状をしている。そのため、三豊市と善通寺市との市境となる天霧山や、島嶼部である栗島、観音寺市の伊吹島、仁尾町に所在する南草木遺跡など、様々な場所からその位置を視認することができる。

陸上の他、海上からも備讃瀬戸側、燧灘側問わず、荘内半島を通る瀬戸内海の航路上からその位置を視認することができる。

紫雲出山山頂には、保安林に指定されている土地がある。この保安林の名目は、航行目標保安林である。この保安林は、瀬戸内海を行き来する船舶などの航海・飛行の目印とすることを目的としている。これは海上からの視認性の高さを傍証している。



第 45 図 遠望写真

②植生と植栽

遺跡が発見された昭和 20（1945）年代から山頂では観光の目玉として桜の植樹が行われていた。前田雄三氏は植樹中に出土する遺物の場所を記録しており、それが昭和 30（1955）年代にはじまる本格的な発掘調査の基礎資料となっている。

遺跡が発掘され、その成果に多くの人々が関心を向けていたことは、当時の新聞報道から伺うことができる。この昭和 30（1955）年代から、旧詫間町では遺跡と観光（桜）を両立させ、共存していく方針が立てられ、それは現在でも引き継がれている。

昭和 20（1945）年代に植樹された桜や、平成になってから植樹されたアジサイは大きく成長し、春や梅雨には多くの人々を魅了している。また、代償植生である落葉樹などは、秋になると紅葉し、季節によるコントラストを演出している。



第 46 図 展望台からみた桜と瀬戸内海



第 47 図 山頂園地沿いに咲くアジサイ

第4章 史跡の価値

第1節では本質的価値について、第2節では史跡を構成する要素について整理する。

第1節 史跡紫雲出山遺跡の本質的価値

① 瀬戸内海の要衝に立地し、海上交通に寄与した弥生時代中期の代表的な高地性集落

紫雲出山遺跡は、庄内半島最高所に立地する高地性集落である。山頂は備讃瀬戸と燧灘の両方が見渡せるほど眺望に優れている。

発掘調査で物見櫓の一部と思われる柱跡が確認された。この櫓は、海上交通の監視等の役割が想定できる。立地や検出した遺構から、弥生時代中期における瀬戸内海を巡る海上交通の在り方を今に伝える集落である。



第48図 燧灘（右）と備讃瀬戸（左）を望む

② 瀬戸内海を介した広域交流を示す出土遺物

愛媛県・岡山県・広島県で作られた土器や、金山産サヌカイト製石器や徳島県吉野川流域産の緑色岩製石斧のほか、当時は希少品であったと思われる鉄器の出土は、物資を巡る活発な交易・交流を推測させる。

貝や魚骨、石錘は漁労の活動痕跡を示し、大形魚類を釣るための結合式釣針は、その活動領域の広さを示している。

このように出土した遺物は、弥生時代中期において、海を介して積極的かつ多様な交流アプローチが行われたことを示している。



第49図 愛媛県産
高坏

③ 考古学史上重要で、今なお弥生時代社会の新たな視点を提供する

昭和32（1955）年の発掘調査で武器とされる石鏃が多量に出土したことにより、軍事的性格をおびた典型的な高地性集落として学史上重要な遺跡に位置づけられた。

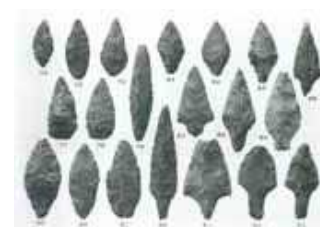
その後、石鏃の石材である金山産サヌカイトは、弥生時代中期には交易品として瀬戸内海沿岸の多くの地域に持ち出されていることが明らかとなり、紫雲出山遺跡は立地条件を活かし広域交流における窓口として重要な役割を担ったとする見方が示されるようになった。

また、漁労具の分析や動植物遺体の分析などから、集落居住者の具体的な活動内容やその領域を証明する資料も多い。

今後も、継続的な調査研究により、弥生時代社会の新たな視点を提供することが可能な遺跡である。



第50図 『紫雲出』



第51図 出土石鏃
（『紫雲出』引用）

第2節 価値を構成する要素

前節で明示した「本質的価値」に基づき、史跡を構成する要素を以下のように整理した。遺物は、遺跡内に埋蔵されているものと、これまでの調査で出土したものに分けた。

1) 史跡指定範囲内

ア.「本質的価値を構成する要素」

紫雲出山遺跡を構成する要素は、大型柱穴のような「遺構」、土器や石器などの「遺物」、特徴的な山容や眺望などの「景観」とした。紫雲出山に遺物が埋蔵されていることは、弥生時代にこの山をめざして人々が往来し、交流していたことを今に伝えている。そのため、これらの遺物は、本質的価値を構成する要素と言える。

イ.「本質的価値に関連する諸要素」

船積寺奥院のように、弥生時代以降の山頂の利用を示しているものを、「本質的価値に関連する諸要素」とした。

ウ.「保存活用に資する要素」

紫雲出山は瀬戸内海国立公園でもあり、史跡指定地内にある桜やアジサイなどの植栽や、紅葉等によって季節ごとに変わった表情を見せる植生を求めて、多くの観光客が来園する。

この植生・植栽は、専門家以外の人々に史跡の価値である景観を伝える大きな役割を果たしている。この観光目的で来た人々に史跡についても伝えることができれば、継続的な保存活用に大きく寄与することが期待できるため、「保存活用に資する要素」とした。

エ.「その他の要素」

史跡内の崖面擁壁などのような安全対策施設や、防災無線基地局などのような防災施設など、人命保護のために設置されたものなどは、「その他の要素」とした。

2) 史跡指定範囲外

「本質的価値に関連する要素」

史跡指定地外にあたる山腹や海浜部には様々な遺跡が確認されている。高地性集落は単体ではなく、山腹や海浜部と一体で機能していた可能性が高いため、これらの遺跡は、本質的価値を補完する役割が想定できる。そのため「本質的価値に関連する要素」とした。

3) 本質的価値を支える要素

出土した遺物

出土遺物を分析することで、他地域間との交流の実態が分かった。そのため、出土遺物は、「本質的価値を支える要素」とした。

第 14 表 史跡紫雲出山遺跡の価値を構成する諸要素一覧表

指定区分	要素						
	分類	内訳	詳細				
史跡指定 範囲内	ア. 本質的価値を構成する要素	遺構	柱穴・土坑・炉跡とピット群・その他				
		遺物	現地で埋蔵されている。				
		景観	山容・眺望（眺望地点）・遠望				
	イ. 本質的価値に関連する要素	地元祭祀	船積寺奥院				
			竜王社・石囲井戸				
	ウ. 保存活用に資する要素	植生・植栽	桜、アジサイ				
		瀬戸内海国立公園	遺跡館・復元住居・復元掘立柱建物 展望台・東屋・ベンチ・案内看板 トイレ・登山道				
	エ. その他の要素	安全対策施設	落石防護ネット・崖面擁壁・ガードレール				
		防災施設など	防災無線基地局・発電所・電柱				
		その他	顕彰碑・歌碑				
史跡指定 範囲外	本質的価値に関連する要素	山腹、海浜部の遺跡	縄文時代	船越遺跡・大浜遺跡 生里遺跡・箱遺跡			
				西浜遺跡・東風浜遺跡			
				馬城遺跡			
			弥生時代	北谷遺跡			
			古墳時代	吉吾古墳・船越古墳 コブシ古墳・馬城古墳			
				水尻古墳・東風浜遺跡			
				笠松古墳・時向古墳 十握古墳			
			古代	船積寺跡・積新田遺跡			
				十輪院本殿跡			
			中世	海崎城・栗島城 志々島城			
			本質的価値を支える要素		出土した遺物	在地土器・搬入土器・模倣土器・石器 骨角器、鉄器・自然遺物（貝・骨・桃核）	

第3節 史跡の地区区分

紫雲出山遺跡は、地形的特徴から、平坦な山頂部と急峻な斜面部に分けることができる。地形的特徴の差異は、史跡の保存や活用の方法の違いにも作用する。そのため、平坦な山頂部を1区、急峻な斜面部を2区とした（第52図）。

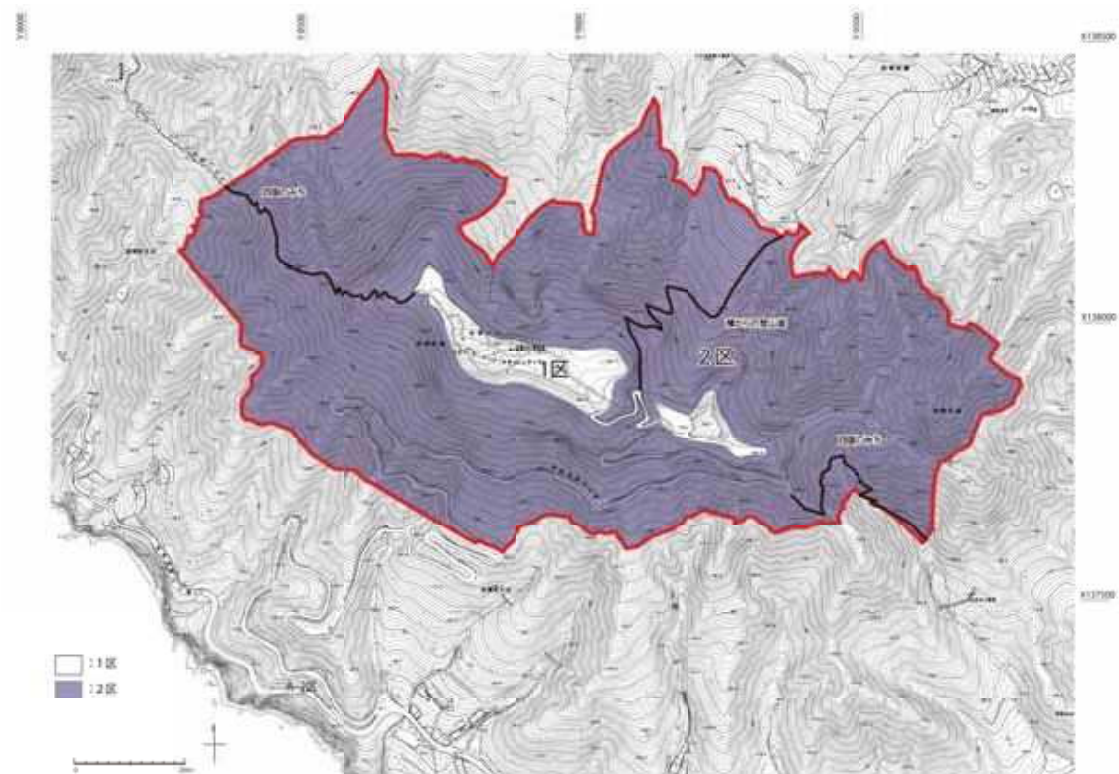
1区は、その大部分は市有地であるが、部分的に自治会の土地も含んでいる（第37図）。加えて瀬戸内海国立公園として整備されているため、利用者の利便性等の観点も考慮する必要がある。

また、保安林指定を受けている場所も含まれているため、文化財保護法以外の法的規制を遵守しなければならない場所でもある（第27図）。

現在の土地の利用状況等によって、発掘調査ができていない部分とできていない部分がある。発掘調査ができていない部分は、その成果によって、遺構・遺物が検出できる場所とできない場所が、ある程度把握できている。

2区とした急峻な斜面地は、北側に一部私有地があるが、その大半は自治会の土地である。南側斜面の一部に県有地もみられる（第37図）。2区が急峻であることは、遠方から1区の平坦地を効果的に見せている。そのため、遠望の価値の大部分を担っている場所と言える。

2区では近年、土砂崩れ等も起こしているため、有事の際に処置を行う香川県土木部道路課や香川県環境森林部みどり保全課とは、日頃から緊密な連携体制を構築しておく必要がある。



第52図 地区区分図

第4節 1区の構成要素

1区に所在する構成要素は、1) 本質的価値を構成する要素、2) 本質的価値に関連する要素、3) 保存活用に資する要素、4) その他の要素に分けることができる。

1) 本質的価値を構成する要素

本質的価値を構成する要素は、「遺構」、「遺物」、「景観」に分けられる。

【遺構】

遺構は、石列などが検出された昭和30・31(1955・1956)年調査の56-01地点を除いてすべて埋め戻されているため、現地で確認することはできない。唯一、56-01地点は埋め戻されておらず窪地となっているが、経年による土砂の堆積や樹木の繁茂で石列等は目視できない。

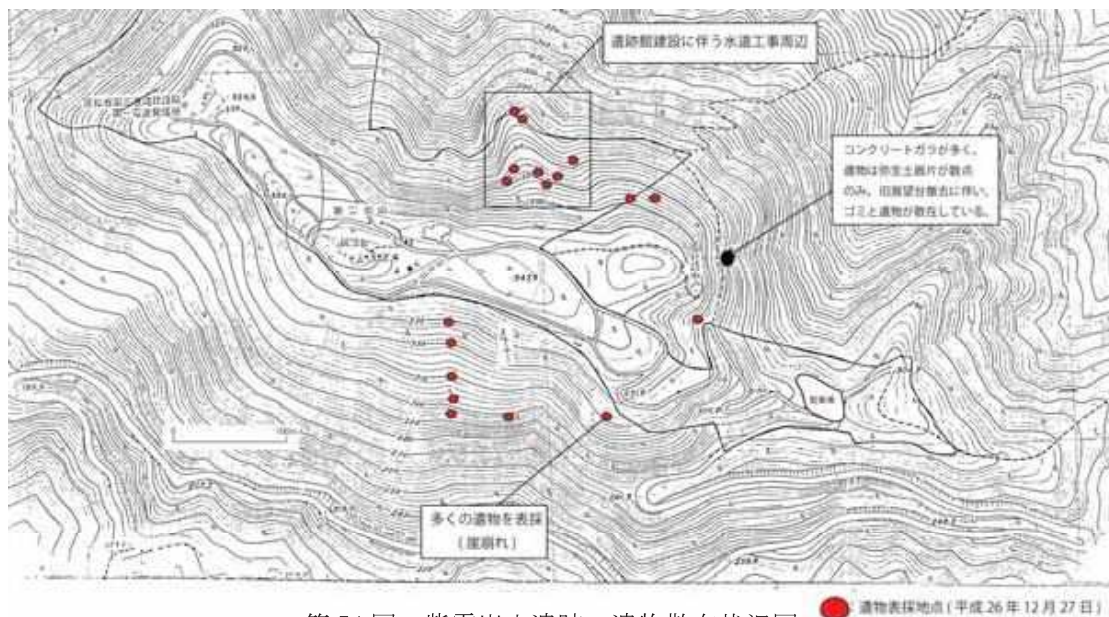


第53図 昭和31年調査の56-01地点現状

調査で検出された弥生時代の遺構は、①建物跡、②竪穴状遺構、③掘立柱建物、④廃棄土抗、⑤性格不明遺構、⑥大型柱穴(物見櫓の一部か) ⑦貝層、⑧遺物包含層である(第38図)。遺物包含層は、山頂のかなり広い範囲で確認することができる。

【遺物】

遺物は現地表面に散布しているものがあり、まだ地下には相当量埋蔵されていることが想定できる。第54図は平成26(2014)年度に行った踏査によって採集した遺物の位置を示したものである。



第54図 紫雲出山遺跡 遺物散布状況図

【景観】

景観は、山容、眺望、遠望に分けられる。

山容 山頂部が平坦で斜面地が切り立っているため、台形状を呈している（第7図）。

眺望 南東が地形上の制約を受けているが、それ以外の方向については優れた視認性を有している（第60図）。

①眺望地点 A 燧灘と備讃瀬戸の両方が見渡せる（第55図）。

②眺望地点 B 備讃瀬戸を広く見渡すことができ、荘内半島先端から丸亀平野まで見ることができる。高地性集落と言われる心経山、飯野山が見える（第59図）。

③眺望地点 C 燧灘を広く見渡すことができ伊吹島（観音寺市）や四国中央市まで見ることができる。（第56図）。

④眺望地点 D 真鍋島や佐柳島など備讃瀬戸に広がる島嶼部を見ることができる（第57図）。

⑤眺望地点 E 燧灘と備讃瀬戸の両方と荘内半島先端が見渡せる（第58図）。



第55図 眺望地点Aからの眺望



第56図 眺望地点Cからの眺望



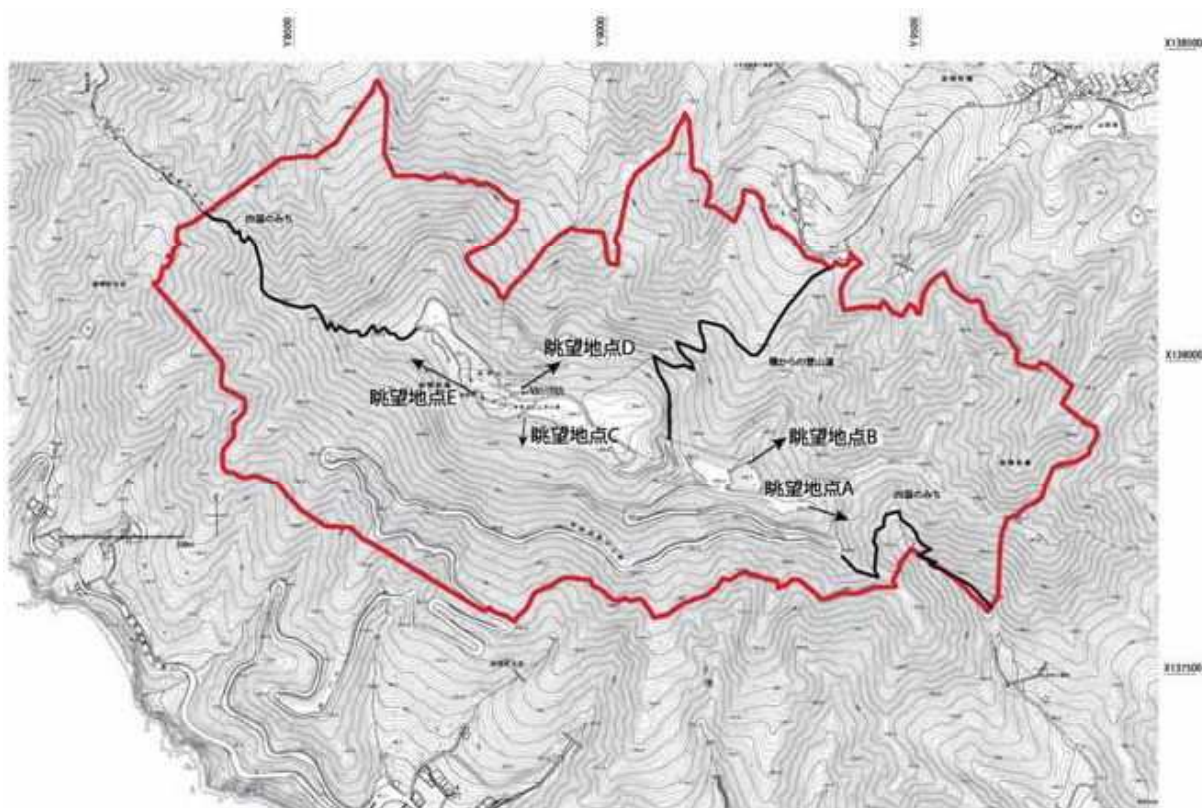
第57図 眺望地点Dからの眺望



第58図 眺望地点Eからの眺望



第59図 眺望地点Bから見える他の高地性集落と島々



第 60 図 眺望地点

遠望 周辺の山と比較すると最も高く、特徴的な山容をしている紫雲出山は、海上や遠方からも視認することができる（第 61 図）。弥生時代に瀬戸内海を介した広域交流が行われていた際、海上からの視認性も高い紫雲出山は、航海の目印としての機能を果たしていたことも推測できる。現在、山頂の一部が航行目標保安林になっていることはその名残の可能性はある。



第 61 図 栗島沖からみた紫雲出山

2) 本質的価値に関連する要素

山頂には、積地区に所在する船積寺の奥院と伝わる場所があり、山の麓には中世以降に建立されたと伝わる石造物等が散見される。奥院の周辺では寛永通宝等が表採できるため、近世においても地元の信仰の対象になっていたことが想像できる。

石囲井戸は、奥院の南西約 10m に位置する。井戸の中は多量に土砂が堆積しているため、深さはわかっていない。奥院に近接することから、関連遺構の可能性はある。

竜王社は、地元の積自治会の方々が桜まつりの時期に合わせて清掃等を行い、維持管理が行き届いている。周辺にある石碑から、少なくとも大正時代から地元の方々が維持管理されていたことがわかる。

いずれも地元根付いてこれまで維持管理がされていたものであるため、「地元祭祀」としてまとめることにした。これらは弥生時代以降の山頂の土地利用を今に伝えるものとして重要である。

3) 保存活用に資する要素

史跡を適切に保存し、活用していくためには、多くの人々に認知してもらい、現地に来てもらう必要がある。幸い紫雲出山は瀬戸内海国立公園になっており、多くの来園者がある。

史跡指定範囲の一回り広い範囲が瀬戸内海国立公園に指定されている（第 27 図）。そのため、紫雲出山山頂は史跡としての保護だけでなく、国立公園としての保護下にもある。昭和 50・51（1975・1976）年には国立公園として保護するために整備事業が行われ、その過程で展望台や東屋、案内看板やトイレ、発電所や電柱、駐車場などが整備されてきた。また、安全対策として登山道の整備やガードレール、落石防止ネットの設置等も行われている。

来園者に史跡についても興味・関心を持ってもらうことが、今後の保存と活用の大きな原動力となり得ることから、桜などの植生・植栽や瀬戸内海国立公園の便益施設は、「保存活用に資する要素」としてまとめた。

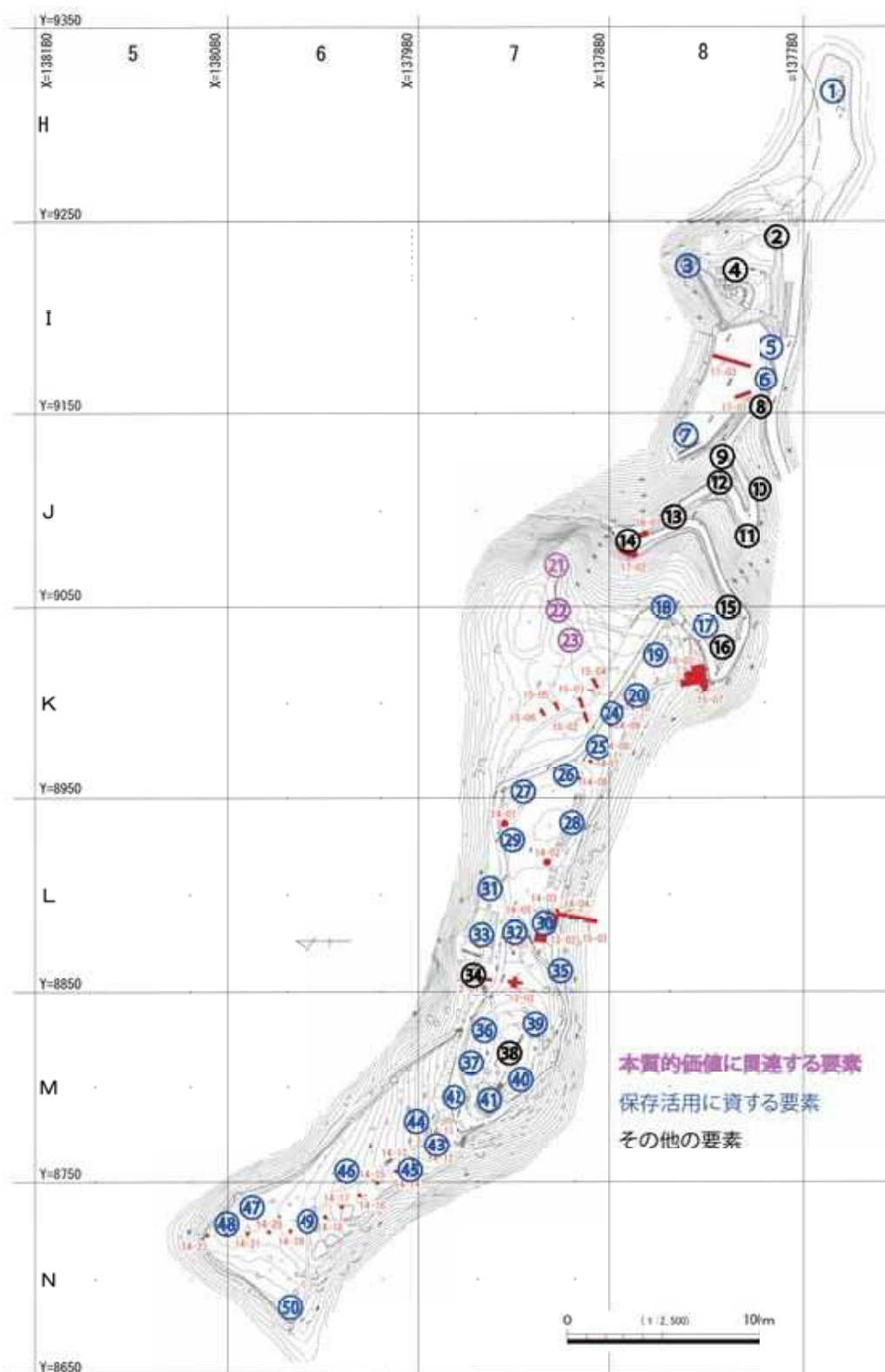
4) その他の要素

荘内半島最高所という立地から、電波法の改正などに関連して、防災無線基地局が整備され、荘内半島の住民の方々の人命を守る措置も行われている。

山頂には露岩が多く、転落する危険性があるため、落石防止ネットや崖面擁壁などが設置されている。

また、遺跡の発見や、地域の文化芸術の発展に寄与した人々の碑も多くみられる。

以上は史跡とは直接関係性はないが、現状を示すものとして「その他の要素」とした。





第 63 図 1 区の構成要素状況写真 (1)



第 64 図 1 区の構成要素状況写真（2）



②7 遊歩道沿いのベンチ



②8 ベンチ



②9 ベンチ



③0 ベンチ



③1 東屋



③2 東屋に伴うベンチ



③3 東屋前の解説板



③4 遺跡館前のベンチ



③5 遺跡館敷地内の顕彰碑



③6 遺跡館遠景



③7 遺跡館内

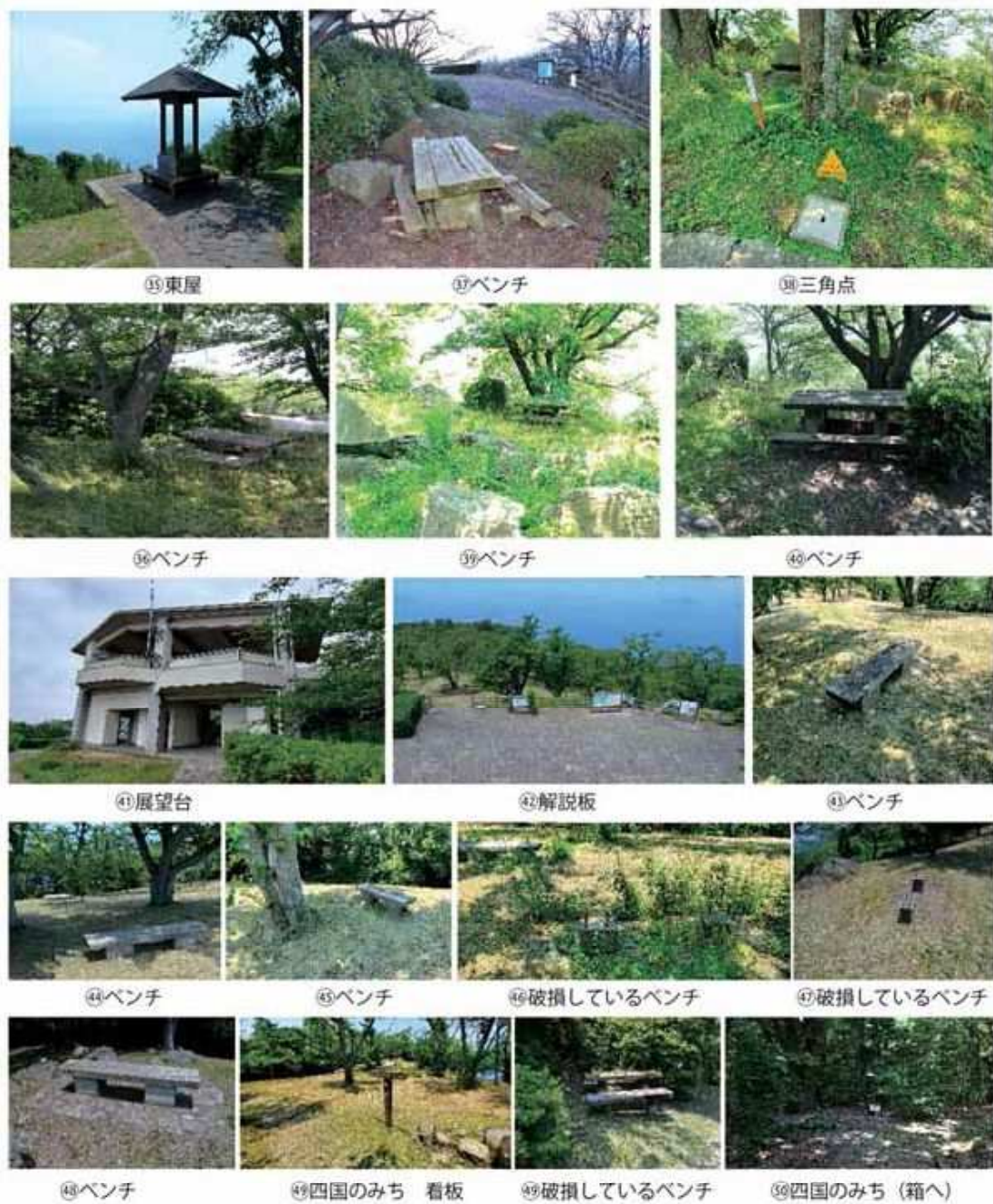


③8 遺跡館敷地内の復元建物



③9 防災無線基地局

第 65 図 1 区構成要素現状写真 (3)



第 66 図 1 区構成要素現状写真 (4)

第5節 2区の構成要素

2区の要素の分類基準は、1区と同様である。

1) 本質的価値を構成する要素

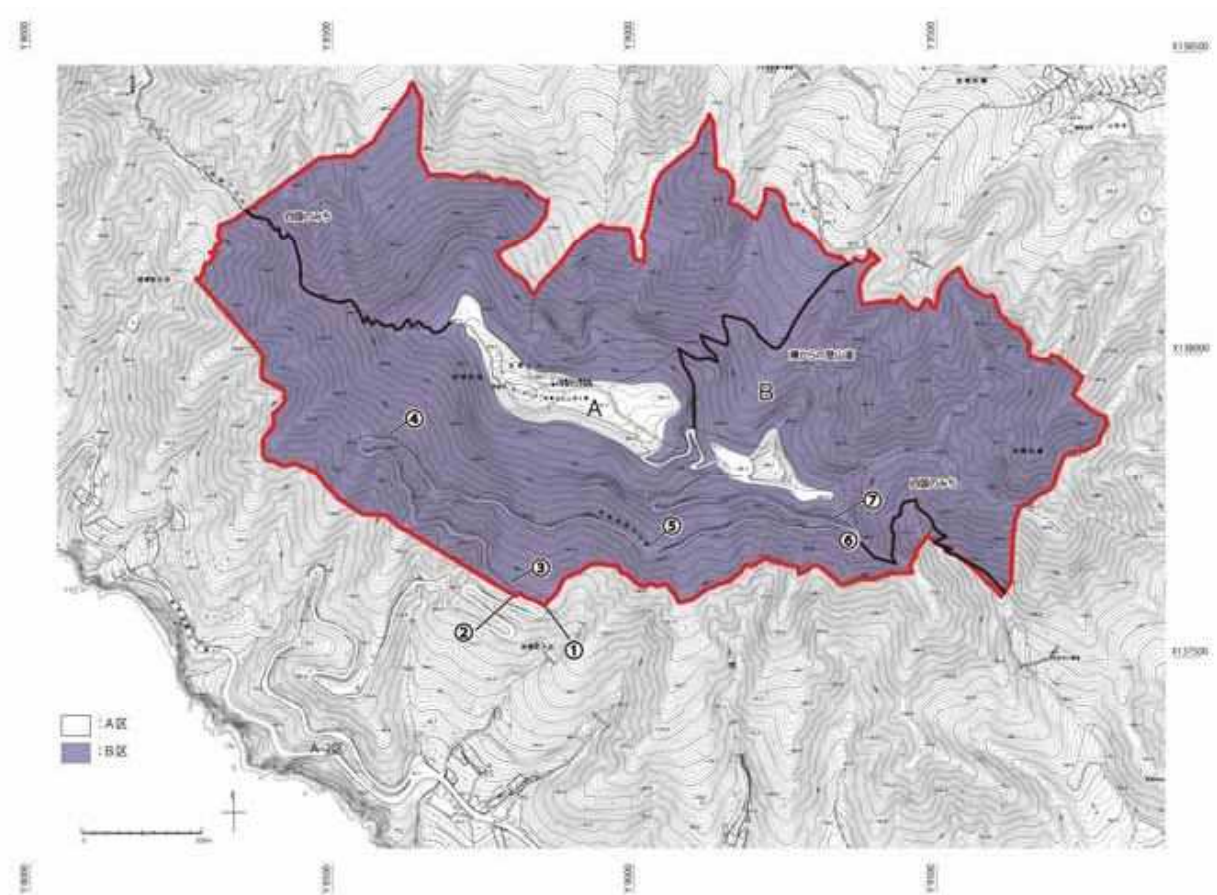
史跡指定範囲のかなり広い部分がこの2区に相当する。2区は急斜面地であるため、遺構も遺物も確認されていないが、この急斜面が遠方から見ると山頂の平坦面を際立たせる視覚的効果の役割を果たしている。これは本質的価値の山容と遠望に関するものであり、ここに遺跡が立地する大きな要因と推測することができるため、史跡にとっては欠かせない要素と言える。

2) 保存活用に資する要素

四国の道や登山道に設置された案内看板等は、「保存活用に資する要素」とした。

3) その他の要素

山頂までの県道とその利用者を保護するための擁壁等は、「その他の要素」とした。



第 67 図 2 区の範囲と構成要素配置図（数字は第 68 図と対応）



①史跡範囲南端のガードレール



②史跡範囲南端付近のガードレール



③崩落した斜面の修復状況



④擁壁



④擁壁上の落石防止ネット



⑤擁壁



⑥大浜からの四国のみち出口



⑦落石防止ネット

第 68 図 2 区に所在する構成要素